

独立行政法人評価委員会第16回農業分科会

農林水産省経営局女性・就農課

独立行政法人評価委員会第16回農業分科会

日時：平成17年6月3日（金）

場所：三田共用会議所第4特別会議室

時間：13:00～17:05

議 事 次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

第1部審議事項

(1) 独立行政法人評価基準の見直しについて

農畜産業振興機構

農業者年金基金

農林漁業信用基金

(2) 平成16年度業務実績の概要について

農畜産業振興機構

農業者年金基金

農林漁業信用基金

(3) 評価方法・業務実績の概要について

水資源機構

(4) 中期目標及び中期計画の変更について

農畜産業振興機構

(5) 短期借入金の借換の報告について

農畜産業振興機構

農林漁業信用基金

第2部審議事項

(6) 独立行政法人評価基準の見直しについて

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

農業者大学校

(7) 平成16年度業務実績の概要について

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

農業者大学校

(8) 役員に対する報酬の支給基準の変更について

農業者大学校

(9) 中期目標期間終了時における見直しの論点整理について

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

(10) その他

今後の予定等について

4 閉 会

午後 1 時 0 0 分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から農林水産省独立行政法人評価委員会第 16 回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計 12 名のうち、ただ今 10 名に御出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第 6 条第 3 項において準用する同条第 1 項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることを御報告申し上げます。

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入ります前に、事務局から本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況の報告と、新たに任命されました委員の紹介、そして、配布資料の確認をお願いいたします。

女性・就農課長 本日の分科会の事務局を担当させていただきます経営局女性・就農課長の吉本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の委員、臨時委員及び専門委員の出席状況を御報告させていただきます。渡邊委員、石黒専門委員、菊池専門委員、高橋芳幸専門委員、長尾専門委員、深見専門委員、福田専門委員におかれましては、御都合により御欠席でございます。また、日和佐委員、それから高橋英三専門委員につきましては、まだ、ご着席されておられません、若干遅れておられるようでございます。

続きまして、2 名の専門委員が御退任になりまして、御後任の委員が任命されておりますので、御紹介させていただきます。

淵野雄二郎専門委員でございます。

淵野委員 淵野でございます。よろしくお願いいたします。

女性・就農課長 次に、議事の進め方についてですが、今回は会場の広さ等の関係がございまして 2 部構成とさせていただきます。

まず、第 1 部につきましては、設立時期が同じ法人といたしまして、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び水資源機構の 4 法人の議題を審議いたします。

若干の休憩を挟みまして、第 2 部では、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所及び農業者大学の 6 法人の議題を審議す

ることと致しますので、よろしく申し上げます。

次に、お配りしております資料の御確認をお願いしたいと存じます。資料の頭に議事次第、配布資料一覧があるかと存じますが、そのあとに資料1から資料10までご用意申し上げております。それぞれ資料番号を付してございますので、配布資料一覧と見比べてご確認をいただければと存じます。なお、事前に送付させていただいておりました、本日お持ちいただきました委員の皆様方につきましては、差し替えた資料のみを卓上に配布させていただいております。差し替えさせていただきました資料は、資料3の2、資料5、資料7の2、資料7の5、資料7の6、資料8の2、資料8の3、資料8の4、資料9及び資料10の1から6ということになっております。更に、一番最後に参考資料といたしまして、今後のスケジュールとプロジェクト・チームの構成表を添付しております。以上でございますが、不足がございましたらお申し出いただければと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、本日一つ目の議題に移りたいと思います。一つ目の議題は、「業務実績の評価基準の見直しについて」でございます。前回の土居委員の意見も踏まえまして、資料の簡素化について、私から事務局に指示したところでございます。その結果、今回の説明資料は新旧対照表のみとし、溶け込み版は廃止しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方より説明をお願いします。

女性・就農課長 御説明申し上げます。農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び水資源機構の4法人の業務実績の評価基準につきましては、本日までの間、各プロジェクト・チームにおいて御議論いただきました。水資源機構については国土交通省が主管、農林水産省ほか2省が共管ということになっておりました、評価方法・手順が他の3法人と異なりますので、3法人が終わってから御説明をすることといたしまして、最初に3法人につきまして、資料2の1から資料2の3まで、各法人ごとに「業務実績の評価基準の見直しについて」を御用意しております。御審議のほど、宜しく願いいたします。

松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、「業務実績の評価基準の見直しについて」、各プロジェクト・チームごとに代表者から御説明いただきますが、各プロジェクト・チーム分について、説明いただいた後に全体としての議論を行う。このような順序で進めたいと思います。なお、時間が大変限られていることもありまして、御報告

て、その達成状況については、「a：実施した」、「c：実施しなかった」の2段階の評価群としていましたが、総務省の政策評価・独立行政法人委員会から「実施した」、「実施しなかった」と2区分の指標については、適切に評価するために3段階の評価区分にすべきとの意見がありましたので、これを踏まえまして3区分に見直しを行いました。ですが、1つ目は、定性的な目標として一般的な指標については6ページの第1の(2)ほかで次のように見直しました。従来は「実施した」、「実施しなかった」と。これを、「a：取組は十分であった」、「b：取組はやや不十分であった」、「c：取組は不十分であった」というような形に変更いたしました。定性的な目標であって4半期ごとに実施する等、実施回数を計画的に明記しているものについては、同じ6ページの第1の3の(1)ですが、下の方ですけれども、1のほかで次のように見直しました。従来は「実施した」、「実施しなかった」ですけれども、これを「a：達成度は100%であった」、「b：達成度は50%以上100%未満であった」、「c：達成度は50%未満であった」というふうに、計画で例えば4回なら4回というふうに明示された場合には、その4回のうち3回達成したかあるいは2回達成したか、そういうような形でこの達成度合をここに入れました。

それから、定性的な目標であって必要に応じて実施するものは、7ページ、第1の3のでございます。ここでは第三者機関による業務の点検とありますけれども、例えば7ページ、第1の3の(5)の場合には、機構における業務の点検、自己評価を実施することとしており、業務の点検、自己評価を行った結果、見直しの必要があれば見直しを行うが、見直しの必要のない場合もあることから、見直しの必要がある、ない、と、そういうような形で見分けられるものですから、見直しの必要がない場合もあることから、「必要がなかった」、または「十分であった」といった表現にしております。従来は、「実施した」または「必要がなかった」というような形です。それから、「必要があったが実施しなかった」と、こういう形でしたけれども、これをa、b、cに分けまして「必要がなかった又は十分であった」それから「必要はあったが、やや不十分であった」、「必要はあったが、不十分であった」、こういうように3つに分けて評価をするというように形にしております。

上記以外の必要に応じて実施する事例、例えば25ページですね。ちょっとすみません、飛びますけれども25ページです。25ページの(3)、真ん中ぐらいですね。(3)のイの場合です。「アンケート調査結果を踏まえた、必要なものについての紙面・ホームページの改善」のところですが、アンケート調査を実施し、情報誌やホームページの

改善を図る指標においては、アンケート調査の結果を受けてホームページ等の改善の必要がないこともあることから、「必要がなかった又は十分であった」といった表現にしております。これも従来は右にありますけれども、「実施した」、「実施しなかった」、これを「必要がなかった又は十分であった」、「必要はあったが、やや不十分であった」、「必要はあったが、不十分であった」、こんな形に訂正させていただいています。

なお、基本的には2区分の指標については3区分に見直しましたけれども、例外的に次のような場合があります。次の例の場合にはこの新旧対照表には載っておりませんが、機構が補助事業を実施する場合というのは効用が、つまりメリットが費用を上回ることで見込まれるもの、またはコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。つまり、補助事業を採択する場合には効用が、メリットが費用を上回る場合、またはコスト分析等の結果、評価基準を満たしているものは採択するけれども、それ以外は採択しないと。ですから、2者択一になるものですから、そういう場合には「要件を満たしているものを採択した」をaとし、1件でも要件を満たしていない、つまり、効用が費用を下回る、費用が効用を上回るという場合、その場合には採択しませんから、要するに採択するしかないという、それが選択肢になりますものから、この場合には例外的に2段階の評価という、こういうような形になります。

そのほかに、あと総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応につきましては、本機構に対して3つの意見と、それから各法人共通の意見が2つありましたけれども、その中に特に本機構に特質というか個性的なものとしては、地方出先機関等の具体的かつ詳細な実施機構の評価とか、情報提供業務の出版物の適正な把握の見直しが可能となるような、このような評価の実施については総務省の意見を十分踏まえた上で、業務実績の適正な評価を行っていくこととしております。以上、農畜産業振興機構の評価基準及び評価指標等の主な変更内容でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者年金基金チームからお願いします。

忠委員 忠でございます。私の方から農業者年金基金プロジェクト・チームにおけます評価基準、そして評価指標の見直しの検討結果を御報告させていただきます。評価基準、評価指標の見直し検討のためにプロジェクト・チームの会合を、去る4月13日に委員3名でございますが、私と渡辺専門委員さんが出席をして検討を行ったところでございます。

具体的には資料2の2をご覧いただきたいというふうに思います。まず1点目といたしまして、評価基準、1ページから4ページになっておりますけれども、これにつきましては、前回2月14日の当分科会での議論を踏まえまして、小項目、中項目、大項目、そして総合評価のそれぞれにつきましてa評価とした項目については要因分析を行い、必要に応じてs評価、またc評価した項目につきましても要因分析を行い、必要に応じてd評価とすることができるということにさせていただいております。現行、そして左側の改正後の項目をご覧いただければというふうに思います。

続いて2点目としてでございますが、評価指標についてでございます。これも昨年12月に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から平成15年度実績評価に関して、次のような意見をいただいております。御承知かと思いますが、評価区分について「実施した」あるいは「実施しなかった」などの2区分しかない事項が見られ、本法人の業務実績を適切に評価することが困難となっていることから、適切な評価区分を設定すべきであるという意見であったかと思いますが、この意見を踏まえまして検討を行ったところであります。

資料につきましては4ページの下の方から5ページ以降ということになっております。ご覧いただきたいと思いますが、原則としてa、b、cの3区分によることとしたということでございます。この場合、中間指標でございますb評価の作成に当たりましては、明確となるように具体的な基準を設定しておりますので、該当のところにつきましてはご覧いただきながら、御確認をいただきたいというふうに思います。

なお、戻りますけれども、評価基準につきましてはs、そしてdということにしたわけでございますけれども、点数配分につきましては1ページに戻ってごらんいただきたいと思いますが、a、b、cの3段階評価ということを基準にしているというふうなことから、s評価についてはa評価と、あるいはd評価についてはc評価と同じくそれぞれ2点あるいは0点ということにしたいというような案でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農林漁業信用基金チームからお願いします。

清野臨時委員 臨時委員の清野でございます。それでは、私の方から評価基準の見直しについて御説明したいと思います。資料は2の3でございます。

私どものPTでも去る2月に決定された評価基準の見直しの考え方に沿いまして、見直しを行った次第でございます。そのポイントは今しがた2法人ともございましたが、評価

点数の問題でありまして、中項目、大項目、それから総合評価、いずれにも共通するものとして a 評価の上位に s 評価、それから c 評価の下位に d 評価を置くことができるとしたことでもあります。ただし、a と s、それから c と d、この間には加点あるいは減点は加えてございません。

また、評価指標シートの方でございます。8 ページからになります。この評価シートの最初のページ、第 1 の 1 の (3) でご覧いただきますように、前年度、右側の方では、「a : 何々の取組を実施した」、「b : 実施しなかった」という 2 段階の評価を行ってございましたけれども、新たに「a : 実施した」、「b : 一部実施できなかった」、「c : 実施できなかった」というふうに 3 段階の評価にしたいというふうなことでございます。

それから、この夏に行う評価は当法人にとって 2 年度目にあたります。例えば 9 ページ中ほどに第 1 の 2、業務運営体制の効率化というふうなところがございまして、(1) のアに見られますように、当法人の 16 年度は事務所の統合という大きな取り組みがございました。これら既に完了した事柄につきましては、表現上の問題ではありますが、「順調に進んでいる」等の進行形の表現から「計画どおり完了した」等の完了形の表現に変えたいというふうなことであります。

それから、ページをおめくりいただきまして 12 ページから 13 ページの下にかけてでございますけれども、事務処理の迅速化のところ、このように目標の何割を達成といったような数値目標を立てた項目につきましては、これはご覧いただいて分かりますように「目標値(8割)の」というふうな表現を加えまして、分かりやすいように努めたというふうなことでございます。なお、私どものプロジェクト・チームは去る 5 月 20 日に開催をいたしましたけれども、その際、当法人の会議室をお借りして実施をした次第でございます。その際は今日もおいでの上野理事長様からごあいさつも頂戴いたしましたし、懸案の事務所の統合というふうな問題につきましても、つづきに事務所の統合後の様子を見させていただいたというふうなことで、私どもも今後の評価において非常に参考になったというふうなことでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、質疑応答の時間に入りたいと思います。ただ今の各法人の業務実績の評価基準の見直しについて、御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。各法人で評価の言い方とございますか、例えば「不十分であった」、「や

やや不十分であった」、この「やや不十分であった」というのが例えば不十分なところが一部あったとか、一部不十分であったとか、そういう少し定量性を思わせるような表現もいいのではないかと思うんですが、「やや不十分であった」というのは、どうも私はあまり好きじゃないんですがね。委員長がこんなことを言うとちょっとおかしいかもしれませんが、そこら辺はあまり神経質にならなくていいんですか。

はい、どうぞ。

徳江委員 この表現なんですけれども、これは定量化するというのも1つかもせせんけれども、「十分である」というその十分でない、不十分というのが大体この「やや」に入りまして、そして「十分でない」、ですから3段階ですから、「十分」と「十分でない」とその中間というふうな形で捉えています。5段階とか4段階評価になりますと、その辺ちょっと文下に入れないとと思えますけれども、3段階評価ですからその辺はよろしいんじゃないかと、私は思いました。

以上でございます。

松本分科会長 どうでしょうか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、格段の意見はございませんので、各法人の業務実績の評価基準については、今回の案で御了承がいただけるものと考えますが、宜しいでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定します。

松本分科会長 それでは、二つ目の議題は、「平成16年度の業務実績の概要について」でございます。それでは、事務局の方より説明をお願いします。

女性・就農課長 御説明申し上げます。独立行政法人は、独立行政法人通則法第32条第1項におきまして、「各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない」とされております。また、通則法第38条第1項におきまして、「独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3ヵ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない」とされておきまして、更に、同条第3項で、「主務大臣は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。

従いまして、独立行政法人側から6月末までに財務諸表、業務実績報告が正式に提出さ

れて、それから御審議いただく運びになりますが、本日の分科会におきましては、あらかじめ業務実績の概要につきまして御報告、御説明させていただき、概ねの御理解をいただきました上で、正式に業務報告書、財務諸表が法人より提出された段階で、委員の皆様を送付をしてプロジェクト・チームごとに、昨年同様評価を進めていただくということにさせていただきたいと思っております。

松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、各法人ごとに代表者から御説明いただき、水資源機構を除く3法人分が終了いたしました後に質疑応答の時間を設けたいと思います。なお、時間が限られておりますので、御説明は極力簡単に、1法人あたり5分程度でお願いしたいと思っております。それでは、まず、農畜産業振興機構についてお願いいたします。

農畜産業振興機構理事長 それでは、資料3の1に基づいて御説明申し上げます。第1の柱が「業務運営の効率化」でございます。そのうち1が「事業費の削減・効率化」でございますが、事業費を平成14年度に比べ、11%削減、目標値4年半で10%以上とございますが、これは、14年度は私ども中期目標に対する基準年でございます、中期目標期間は15年度の後半10月から19年度までの4年半でございます。目標値といえますのは、この中期目標の目標値が4年半で10%以上事業費を削減する。これに対して16年度では11%既に削減したという実績になっております。

次に、2が「業務運営の効率化による経費の抑制」でございます、一般管理費、これは事務人件費でございますが、平成14年度に比べまして公用車の削減、地方事務所の賃借料の引き下げ等により8%削減、中期目標の目標値が4年半で13%でございますので、16年度までの1年半で目標値に対して61%の実績となっております。が業務運営の一層の効率化を図るため、私どもIT基本方針を策定いたしまして、IT化、ペーパーレス化を推進しておりますが、アンダーラインにございますように、農林水産省への申請事務が私どもでございますが、これについて電子申請を行っておりまして、農林水産省への電子申請は当機構が初めてでございます。

次に、3の「業務執行の改善」でございますが、アンダーラインのところをご覧いただきたいのですが、NPO法人情報公開市民センターという組織がございまして、ここで監査体制や業務の透明度等について厳正な評価、審査が行われておりますが、特殊法人等への監査体制ランキングにおきまして、調査対象全53法人中、私どもが2位、それから小規模法人19法人中、第1位の評価をいただいております。

次に、2ページの5をご覧くださいなのですが、「機能的で効率的な組織体制の整備」でございます。のところでアンダーラインがございますが、新潟県中越地震対策本部を機構の内部に設置いたしまして、山古志村の肉用牛経営者の支援対策等を実施いたしました。それから緊急野菜供給対策本部、昨年の台風等に基づく野菜価格の高騰に対して、傷物等の規格外の野菜の出荷の奨励や生産供給の促進の支援を実施させていただきました。

それから、その下の6の「補助事業の効率化等の推進」でございますが、年度計画に基づきまして、施設整備事業、これは生産出荷施設等のいわゆるハードの事業でございますが、これはシンクタンクの協力を得まして費用対効果手法の算定式を策定して、この費用対効果が1以上のもののみを補助対象とするということにいたしております。畜産は既に導入しておりますが、砂糖について16年度に導入をいたしました。それから、事後評価の仕組みといいますのは、事業実施後3年を経過した施設が、当初計画どおりに活用されているかどうか、この評価のまた算定方法をシンクタンクの協力を得て畜産について策定いたしました。それからソフト事業、これは例えば研修会費等に助成するものでございますが、これも同じくシンクタンクの協力を得まして、細かい標準単価等を設定いたしまして、これをコスト分析手法といっておりますが、これによってできるだけ低コストでの事業実施に努力をいたしております。畜産について導入いたしました。

それから3ページ、大きな第2の柱が「国民に対して提供するサービスその他の業務の向上」でございますが、3行ほどアンダーラインがございますのでご覧くださいなのですが、申請から実施までの事務処理、例えば交付金の交付等の申請から事業の執行まで、すべての業務において年度計画で定めた期間内で実施いたしました。それから、砂糖・生糸の売買業務、これは瞬間タッチという輸入の際に売買を行いまして、これによる収入を国内対策等に充当いたしておりますが、この事務手続きをファクシミリ、電子メール等によって行えるようにいたしまして、電子化を推進し、事業者の便に供しているところでございます。

次に、4ページでございますが、一番上ののアンダーラインをご覧くださいなのですが、WTO協定上の国家貿易として、毎年一定量の輸入を国の機関として行う指定乳製品等の、いわゆるカレントアクセスの数量、これは国家約束したものを国内需給事情を見ながら、輸入売買を適切に実施いたしております。その下をご覧くださいなのですが、輸入及び売り渡しの円滑化の観点から、これはバターの商品規格に対する国内の需要者のニーズにきめ細かく対応するため、バターの輸入対象品目を従来の2種類から8種類に拡

大いたしまして、国内の需要者のニーズに沿いながら円滑な輸入売買を行っているところでございます。

それから、5ページの一番下に5で情報収集提供とございますが、この業務で6ページの(3)をご覧いただきたいのですが、情報提供の効果測定というのを行っておりまして、機関誌の利用者の満足度は5段階評価で、これは畜産、野菜、砂糖、蚕系の各部門の機関誌を月刊誌として発行しております。平均値が4.0、目標値が3.7以上でございますので、これをクリアしております。

それから、その下の方で がございますが、米国、チリ、韓国等の海外情報の収集提供業務を強化いたしまして、現在F T A、それからW T O等国际交渉が進められておりますけれども、国際交渉の円滑な交渉の促進に寄与いたしております。

それから、一番下の欄にアンダーラインがございます。牛乳・乳製品、食肉、野菜、砂糖につきまして今年度から栄養教諭の制度が導入されましたが、同時に専任の学校栄養士等を対象にいたしました教材を新しく作成し、学校栄養士等に提供し、研修会等で御活用いただいております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者年金基金についてお願いいたします。

農業者年金基金理事長 資料3の2をお開きいただきたいと思います。私ども農業者年金基金は、農業者の2階部分の年金業務を実施いたしております。農業をめぐる状況の変化の中で平成13年に抜本的な制度改正が行われておりまして、現在、積立方式の年金に再編されております。現在、新旧両制度の年金業務を実施している状況でございます。16年度の業務状況、資料3の2に則して御説明させていただきたいと思っております。

まず、第1の「業務運営の効率化」ですが、経費の抑制につきましては、目標を達成いたしております。2の「業務運営の効率化」、特に私ども年金業務でございますので、申出書等多岐にわたるわけでございますが、2の(1)にありますように様式の統合改善を実施いたしております。

2の(2)にあります電算システムの開発整備ですけれども、年金業務でございますので、保険料納付状況等を含めて膨大な記録があるわけでございますが、その基幹業務記録システムにつきまして見直し検討を行いまして、16年度に新たに開発に着手して、17年度中に移行作業を終了する予定でおります。また、電算システムの2つ目でございますが、

私ども業務委託機関、全国の市町村、農協に窓口業務を委託しているわけですが、その間にインターネットを利用した情報ネットワークを構築したいと考えておりまして、ダウンサイジングとも関連いたしますので、16年度は基本方針を取りまとめております。17年度に開発に着手したいと思っております。

(3)は個人情報関連の体制整備を行っております。

(4)は受託機関の業務の円滑な実施ということで、紙情報で業務マニュアルなり手引き、Q&Aといろんな形で出ているわけですが、ホームページ上でそれをリンクして容易に見られるような利便性の向上を図っております。

3の「組織運営の合理化」でございますが、そこにありますように計画に則して2名の削減を実施しております。

「業務運営能力の向上」ということで1ページの下から2ページにありますように、(1)は私どもの職員を対象とした研修、2ページの(2)が業務受託機関の皆さんを対象にした研修なり説明会を計画どおり実施してきております。

次に、2ページの中ほど下の「評価・点検」でございますが、私ども1つは業務運営につきまして意見をお聞きするために加入者の代表と学識経験者からなる運営評議会を設置しております、16年度、2回開催し、委員の皆様の見解を踏まえまして、
、
、
のような対応をとっております。また、評価・点検という観点で、2つ目は業務受託機関の考査指導でございますが、これも計画的に実施をいたしております。

次に、大きな第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」でございますが、3ページ、(1)で被保険者資格の適正な管理に努めております。具体的には社会保険庁の協力を得まして、国民年金との資格記録の突合を行いまして、不突合が出てきた場合はその是正をお願い・指導している状況でございます。3ページの(1)の
で
ございますが、政策支援対象者云々と言っておりますが、私ども一定の要件を備えた方、認定農業者で青色申告をされているような農業者の方には保険料の一部助成を実施いたしております。しかし、認定農業者等は期限がそれぞれ定められておりますので、その期限の情報等を事前に提供して、スムーズに継続加入できるように対応しているところでございます。がその具体的な例でございますが、冒頭申しましたが、平成14年から新制度に移行いたしておりますが、14年から16年までの3カ年に限って経過的な支援措置がございました。それを政策支援区分6と申しておりますが、これも昨年12月末で終了するに当たりまして、継続加入できるような対応をしております。

次に、「申出書等の迅速な処理」ということで、処理期間のチェック、それと是正措置の対応を行っております。

年金資金の運用ですが、積立方式の年金に移行しております。私ども16年末で保険料等の時価が約600億円になっております。運用の基本指針に基づきまして運用を行い、四半期ごとに評価分析をしていただき、かつ、結果をホームページを通じて公表しております。また、6月には加入者お一人お一人に保険料の納付状況及び運用の付利と申しておりますが、運用収入の状況を御報告通知申しております。16年度分についてもこの6月に実施をするという予定であります。16年度の総合収益約17億円、運用利回りは3.4%程度になっております。

次に、「制度の普及推進」でございますが、3ページの下にあるような取り組みを行っております。4ページの(4)でホームページを使いやすくするために内容の変更を随時行うとともに、年度末にリニューアルを行っております。

第3の「財務の改善」でございますが、私ども農業者年金基金、農地取得に要する貸付金債権を15年度末で94億円有しておりました。16年度に約20億円の回収を行っております。

第4の「その他」でございますが、旧制度の年金給付にあてるため、私ども16年度実績で193億円の借入を行っております。初めて金利競争入札で借入を実行いたしております。5年の借入期間でございますが、0.635%の借入で優利な借入ができたと思っております。

以上、概要でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農林漁業信用基金についてお願いします。

農林漁業信用基金理事長 馬場前理事長の後任といたしまして、4月1日付けで理事長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。ご存じのとおり、私ども農林漁業信用基金におきましては、農林漁業者への信用補完を主な業務としておりまして、具体的には農業と漁業では各県の信用基金協会で行う融資機関からの融資に対する保証について保険を行っております。また、林業では融資機関が行います林業者等への融資につきまして保証を行っております。また、農業、漁業の共済団体へ共済金支払い原資の貸付を行っております。平成16年度の業務実績報告につきましては、別途、正式に提出させていただきますが、本日はその概要につきまして資料3の3に沿って御説明申し上げ

げます。なお、具体的数値につきましては、まだ外部監査が終了しておりません。従いまして、この場でお示しできないことをあらかじめ御了承願いたいと思います。

それでは、1ページ目でございますが、第1に「業務運営の効率化」についてでございます。まず、「事業費の削減・効率化」につきましては、前年度に引き続き林業関係で長期借入金を低金利で調達し、利息の縮減を図っております。例えば長プラが1.9%の時点で実績として1.227%で調達しております。また、17年度は競争入札を実施することにしております。それから、求償権回収業務の一部を債権回収業者、いわゆるサービサーに委託しております。その際には、費用対効果に十分配慮をいたしました。

次に、「業務運営体制の効率化」でございます。16年度の計画で一番大きなテーマは事務所の統合でございました。これを昨年12月に実現いたしました。もともとの法人統合の経緯がございまして、4分野それぞれ従来の事務所で業務をしておりました。これを千代田区内神田のコープビルに統合したということでございます。この事務所統合によりまして、一体的、かつ、効率的に業務運営を行ってまいりたいと考えております。また、これに伴いまして、各事務所で重複して購入しておりました物品・書籍等の見直しによりまして経費の削減、それから管理部門の組織見直しによる人員の削減、これにつきましては、4名の削減を実現しております。また、企画調整機能の強化のための部署を新たに設置いたしました。

次に、当基金の行います保証保険といった業務に鑑みますと、職員の能力の向上や相談機能の強化という点では大変重要でございますので、研修計画を策定いたしまして、これに基づきまして金融一般情勢に係る研修などを実施いたしました。

次に、「経費の支出の抑制」でございます。事務所統合に伴います物品や役務の調達に当たりましては入札を実施いたしました。また、給与計算、社会保険事務につきましては外部委託、いわゆるアウトソーシングを実施いたしました。更には内部監査の充実、評価・点検の実施などに取り組みまして、業務運営の適正化に努めております。また、情報システムの関係では、農業信用保険業務の保険引受システムの自主運用化の開発を行いまして、計画どおりこの5月から稼働しております。

2ページ目の方の第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」でございます。まず、「事務処理の迅速化」につきましては、保険の引受やあるいは審査という事務処理の標準処理期間を設けております。そういたしましてその期間内に案件の8割以上を処理するという目標を立てました。そしてこの目標を達成しております。

次に、「利用者に対する積極的な情報提供等」につきましては、当基金のホームページをこの4月にリニューアルしてありまして、更なる情報提供の充実に努めてまいりたいと思っております。また、それぞれの業務についてアンケートを行いまして、私どもの業務に対するいろいろな御意見をいただいて、それを業務運営に反映させるということによりしております。このうち、林業信用保証業務では、製材業者向けの財務改善のアドバイスサービスを試験的にやってみました。これにつきましては大変好評でしたので、本格実施に向け、検討を進めているところでございます。

次に、保険料率あるいは保証料率につきましては、保険料率算定委員会などを設置いたしまして点検を行っております。このうち、農業信用保険の保険料率につきましては、前回の農業分科会でも概要を御説明申し上げたところでございますが、国の制度資金につきましては、保険料率を約2割引き上げることといたしました。そのうちでもリスクの高い資金については、約4割引き上げるといった変更を行うことといたしまして、この新保険料率を17年7月からの引受分から適用することによりしております。この料率に関する主務大臣の認可の際には、評価委員の皆様にも書面にて議決をいただいているところでございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、各県の基金協会においてどういう保証をするかというのが間接的に私どもの保険業務に非常に影響するものでございます。当基金といたしましては、基金協会に対する相談機能を発揮することが大変重要と考えております。その一環として各県の基金協会の職員向けの研修会を開催いたしました。また、冊子を配り、審査等の実務に必要な情報も提供しております。

3ページ目でございます。「財務内容の改善」でございます。林業信用保証業務におきましては、回収チームを編成いたしまして現地交渉を増やしたほか、サービサーと連携いたしまして求償権の回収に努力をしているところでございます。また、農業や漁業の保険業務に関しましても求償権回収につきまして、基金協会との連携を強化いたしております。

最後に「その他」でございます。農業共済団体や漁業共済団体に対して共済金等の原資を貸し付ける業務をしております。その際、その貸付金原資のための短期借入金を所定の限度内で行っております。それから、重要な財産の譲渡に関してでございますが、これにつきましては、事務所統合により不要となりました旧一番町事務所を平成17年2月に売却しております。それから、人事に関しましては、都市銀行から金融実務に精通した人材を採用いたしました。また、農業信用基金協会との間の人事交流等も引き続き行っております。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今から質疑応答の時間に入ります。ただ今の各法人の平成16年度の業務実績の概要について、それぞれ御説明がございましたが、これに関しまして、何か御質問、あるいは御意見等がございましたら承りたいと思います。どうぞ。

はい、徳江委員どうぞ。

徳江委員 農林漁業信用基金についてちょっとお尋ねしたいと思います。財務内容の改善のところでございますけれども、林業信用保証業務において回収チームを編成して現地交渉を増やしたとか、債権回収業者と連携して法的措置を講じることにより云々と書いてありましたけれども、回収実績ですけれども、何か目標数値を設定されて、それをクリアしたとか、そんな形でございますか。

農林漁業信用基金理事長 はい、具体的にその点について申し上げます。実はサービスの選定基準につきましては、実は全国的に事業を実施しているところとか、あるいは同様の債権の取扱い実績があるところということで、実は3社を選定いたしまして相互に競争をさせております。そういう効果によりましてサービスによる回収額は8千5百万円というものを上げております。委託経費が3千9百万円でございますので、いろんな事例から見ますと、大変効果的なことではなかったかというふうに評価をしております。

徳江委員 ありがとうございました。

松本分科会長 そのほかどうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、今後、16年度の業務実績の評価につきまして、各プロジェクト・チームごとに作業を進めるようお願いいたします。ありがとうございました。

松本分科会長 次の議題は、水資源機構の評価方法及び業務実績についてでございます。それでは、事務局の方より説明をお願いします。

女性・就農課長 水資源機構につきましては、国土交通省が主管の法人でございまして、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、この3省が共管となっております。このため、業務実績の評価方法につきましては国土交通省の評価委員会が行い、その際、農林水産省ほか2省の評価委員会の意見を聴くこととされております。このように他の法人とは評価の手順が異なっておりますので、評価の方法・手順等について御確認をいただきますために、担当の農村振興局から説明申し上げたいと思います。

農村振興局総務課長 昨年の業務実績評価以降、新たに任命された委員もいらっしゃいますので、再度説明させていただきます。水資源機構については、関係4省の評価委員会が一同に会し、議論を行う4省合同会議が設置されており、農林水産省評価委員会から水資源機構プロジェクト・チームに所属いただいております佐藤洋一専門委員、中嶋康博専門委員、また、本日は御欠席ですが渡邊紹裕委員にご参加いただいております。

年度業務実績評価を行う4省合同会議は、8月上旬に開催が予定されております。まず、国土交通省の評価委員会から各省の評価委員会に対しまして文書による意見提出の依頼がございますので、これを受けまして7月中には農林水産省評価委員会の意見をまとめていただく必要があります。本日は、概要を御説明させていただきますが、今後の取りまとめ手順といたしましては、6月中旬には全体版の報告書をプロジェクト・チームの各委員の方に個別に御説明させていただきます。7月上旬を目途にプロジェクト・チーム各委員と事務局で意見の原案まとめさせていただきます。その後、松本分科会長に御相談させていただきます、更に農業分科会の各委員の方々にお送りして御確認をいただいた上で、最終的に国土交通省の評価委員会に農林水産省評価委員会の意見として提出。こういう手順で進めさせていただきたいと考えております。

次に、農林水産省評価委員会から意見を提出する範囲についてでございますが、水資源機構法により各主務大臣の所管業務は、お手元の意見聴取の範囲に示す図にございます。具体的には、機構の組織に係る役員及び職員に関する事項と、財務及び会計に関する事項、また、目的に治水を含む施設に関する業務は国土交通省の専管となっております、その他の施設に関する業務を4省が共管すると、こういう形になってございます。なお、現在、4省合同会議におきまして、評価項目は各年度の審議の過程において必要に応じ、見直しを行うこととしていること、それから、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会におきまして「利水者ニーズを反映した業務の遂行の具現化に、評価の視点を大きくする必要があり」との意見もございまして、平成16年度業務実績評価にあたりましては、実際の水資源機構の業務量・業務の性格に合わせまして、これまで中項目として区分しておりました「的確な施設の管理」の1項目を「水供給」、「洪水対応」、「その他の施設管理」の3項目にすることなどによりまして、重点的な項目のウエイトを相対的に上げることを検討してございまして、これは6月上旬を目処に持ち回りによる4省合同会議という形式で結論を得ることとしております。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。ただ今の御説明に対して、特に御質問がなければ引き続き、業務実績の概要について水資源機構から御説明をお願いしたいと思います。

水資源機構理事 水資源機構理事の梅津でございます。引き続き、今の資料の4の4ページから16年度の業務実績概要を説明させていただきたいと思っております。

大きく「業務運営の効率化」と「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」という2つの部分からなっております。4ページ目でございますけれども、「機動的な組織運営」ということで中津川管理所、これは淀川最下流の上水の取水施設でございますけれども、この管理所を関西支社に統合いたしまして、この同管理所は廃止しております。それから、これは今、総務課長からありました治水が含まれている事業でございますが、徳山ダム建設事業の土地取得に関連しまして、今年の1・3月期に不適切事案が生じました。これに関連して必要な処分あるいは再発防止措置等を行ってまいったところでございます。

それから、2の「効率的な業務運営」でございますけれども、電子申請システムを幅広く取り入れておりまして、この人事総合システムその他、工事関係図書の電子納入など業務の電子化を進めております。

次の5ページでございますけれども、「事務的経費の節減」でございますが、計画値6%に対して16年度は約6.4%の節減を図りました。

それから、第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」でございますけれども、1つは、計画的な事業の実施ということで房総導水路、これは千葉県南部地域の上水、工水、農水の供給施設でございます。それから愛知用水事業の水路部分、こうした2事業を16年度に完成いたしました。なお、筑後川の水を農業用水及び北九州地域の上水、工水に提供する両筑平野用水施設につきましては、これは老朽化による機能低下が著しいこともございまして、2期事業の事業化のための着工予算措置がとられたところでございます。

それから6ページにまいりまして、「水質保全等の取組」でございます。16年度もいわゆるアオコあるいは淡水赤潮等の水質異常が24施設、42件発生しました。これにつきましては、利水ユーザーあるいは関係機関との連携調整を行いまして、選択取水施設の運用などにより影響の最小限化に努めたところでございます。それから昨年は地震等も各地でございましたが、管理所施設の耐震化工事等を進めました。サイフォン施設あるいは

管理棟の耐震化工事、そのための水路診断等を積極的に行ったところでございます。

4番が「環境保全の配慮」でございます。ダム等が中心でございますけれども、水路事業におきましても環境面での対応が求められております。そうした観点から自然環境調査あるいは環境影響予測等々行ったほか、管理棟の壁の色ですとか、あるいは管理用道路のフェンスの形状とか、そういうことも含めて必要により、外部の専門家の意見も聞きながら環境に対する取り組みを行っております。

次の7ページでございますけれども、上から2つ目のパラグラフに書いてございますが、そうした事業における環境対応に加えまして、ISO14000シリーズの認証を得まして、いわゆるペーパーレス化、あるいは、ごみ、電気節減等の実績を上げております。

それから、そのページの下の方でございますが、「事業関連地域との連携促進」でございますけれども、先ほどふれました地域環境との調和等に配慮した施設整備ということで、全事業所で地域代表者との意見交換あるいは、水路事業において水路周辺の地域環境と調和した水路づくり等々、例えばホタルの繁殖に配慮した水路のブロック整備とか小動物に優しい水路とか、そういった水路づくりを実施してきております。併せて上下流の交流、上流のダム地域における植林活動など、そうしたコミュニケーションの仲介なり促進を行っております。

最後に「技術力の維持・向上」でございますけれども、先ほど申しました水路の診断にあたっての非破壊試験の研究とか、あるいは小さな低落差を活用したミニ水力発電のフィジビリティ調査とか、そうした技術力の維持・向上に努めております。そのページの(4)でございますけれども、「国際協力」につきましても、アジア地域における総合的水資源管理のソフト面のサポートなど、そうしたJICA等の要請に応えまして、国際協力の取り組みにも努めたところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、質疑応答の時間に入りたいと思います。ただ今の平成16年度の業務実績の概要について御説明がりましたが、これに関しまして、何か御質問、御意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 特段、ご意見がございませんので、それでは、国土交通省評価委員会に提出する意見につきましては、プロジェクト・チームの3名の委員の方を主体に案をまと

めていただいた上で、書面で皆様にお諮りし、最終的には私の方に御一任いただきたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、水資源機構についてはこのように進めさせていただくこととします。

松本分科会長 次の議題に入ります。次は、「農畜産業振興機構の中期目標及び中期計画の変更について」でございます。農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、まず、諮問文の朗読をお願いいたします。

女性・就農課長 お手元の資料5の表紙の次に諮問文の写しを綴っておりますので、朗読させていただきます。

17生産第993号、平成17年6月3日

独立行政法人評価委員会 委員長 松本聡 殿

農林水産大臣 島村宜伸

独立行政法人農畜産業振興機構の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の変更について(諮問)

標記について、別添のとおり変更することとしたいので、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上でございます。

以上のように農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございました。それでは、農畜産業振興機構の中期目標の変更については農林水産省から、中期計画の変更については引き続き農畜産業振興機構から説明をお願いします。

畜産企画課課長補佐 資料5の1ページをめくっていただきまして、別添、新旧対照表が付いております。

本年3月新たに平成27年度を目標年度といたします「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されまして、4月1日付けで官報に掲示されたところでございます。このため、独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標におきましても、前基本計画より引用してありました部分等につきまして、所要の見直しを行うこととしまして、「畜産関係業務」につきましては、新たな基本計画に掲げます生産努力目標などに準じた表現に変更するもので

あります。

野菜課長 その第3の2の「野菜関係業務」でございますけれども、畜産と同様に基本計画に掲げる表現と同じに変えております。その中で、加工・業務用需要等新しい課題に対応するという変更でございます。

以上です。

特産振興課長 3点目の「砂糖関係業務」でございますが、これにつきましても基本計画の書きぶりに則しまして、生産努力目標に関する記述について変更してございます。

それから、4点目の「蚕糸関係業務」、次の3ページでございますが、これにつきましては、この3月に平成17年度の繭糸価格が決定されたわけでございますが、その際にこれまで当機構が実施してまいりました蚕糸関係業務の中で「絹織物等に関する理解の促進のための事業」、これにつきまして、経済産業省の事業費で対応するということになりましたので、この当該事業をこの中期目標からは削除するというものでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。引き続き、農畜産業振興機構理事長から御説明をお願いします。

農畜産業振興機構理事長 ただ今の資料の4ページでございますが、私どもは主務大臣からいただきました中期目標に沿って中期計画を策定しておりますが、先ほど特産振興課長より御説明いただきました「蚕糸関係業務」の蚕糸に関する補助の事業内容に変更がございましたので、これに伴いまして中期計画を変更させていただきました。4ページの左の方をご覧いただきたいのですが、(2)に蚕糸に係る補助とございますが、アンダーラインがございますけれども、蚕糸に係る補助の内容として「具体的には、繭の品質評価システムの導入によって、高品質繭の生産誘導を図る」、それから「養蚕文化継承地域において、共同飼育した稚蚕を養蚕農家へ配蚕することにより、養蚕作業の省力化・効率化を図ることを目的とする繭糸の生産・流通の合理化のための事業を実施する」というふうに中期計画を変更させていただきたいと思っております、中期目標の変更を待つて中期計画の変更の手続きを進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 はい、分かりました。どうもありがとうございました。それでは、ただ今の農畜産業振興機構の御説明につきまして、御質問あるいは御意見を求めたいと思えます。どうぞ、ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 御意見や御質問がございませんので、農畜産業振興機構の中期目標の変更については当分科会として「異存なし」との意見としてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、このように決定することといたします。

なお、中期計画の変更については、中期目標の変更の手続きが終了しまして、農林水産大臣から農畜産業振興機構に対して、中期目標の指示がなされたことを受けて、中期計画の変更の認可の手続きを行うこととなっております。従いまして、当分科会の透明性の確保を図る観点から、農畜産業振興機構から中期計画の変更の認可申請がなされた段階で郵送により諮問・答申の手続きを進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、農畜産業振興機構の中期計画の変更については、ただ今申し上げましたような格好で進めさせていただきます。

松本分科会長 それでは、続きまして、農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の短期借入金の借換についてです。それでは、事務局の方より説明をお願いします。

女性・就農課長 短期借入金の借換でございますが、これを報告させていただきますが、資料の6の1、6の2に基づきまして各法人から御報告申し上げたいと思います。

農畜産業振興機構理事長 それでは、農畜産業振興機構につきましては、資料6の1の3ページでございます。まず、砂糖の短期借入金の借換でございます。この図は2月の評価委員会で御説明し、御了承を得たものでございますが、ご覧のように砂糖年度がございまして、左の方にございますが、収入は輸入糖の売買収益、これが調整金といっておりますけれども、これは1年同じように入っております。これに対して支出はてん菜・サトウキビの生産者のための交付金が支出されますが、下に棒グラフが長く出ておりますように2月から3月がてん菜・サトウキビの収穫の最盛期で、交付金が3月までに非常に巨額の支払いが必要となってまいりまして、この収支差を3月末に短期借入金の借換という形で補っております。で、右下の括弧のところがございますように借換申請額、これは3月に評価委員会で御承認をいただきました551億円でございましたが、この範囲内の541億円の3月末借換を実行させていただいております。

それから、次に生糸でございますけれども、6ページのこれも図をご覧くださいの
でございますが、2月に御説明いたしました、この右下の箱に16年度短期借入金借換
額でございます。117億5千8百万円の借り換えを実行させていただいておりますが、
3月に御承認いただいたのは同額でございます、同額の借換を実行させていただいてお
りますが、15年度の借換額、1年前が左にございますように139億8千4百万円でご
ざいましたので、右の上に小さい四角にございます短期借入金の減額、これが16年度で
22億2千7百万円の縮減が可能となったところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次に農林漁業信用基金から御報告
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の短期借入金の借換につしまし
て、御報告いたします。お手元の資料6の2をご覧くださいと思います。

本件につきましては、2月14日の農業分科会におきまして御説明したものでございま
す。その後、3月7日に独立行政法人通則法第45条第2項の但し書きに基づく申請をい
たしまして、評価委員会の「異存なし」とのご意見を受けまして、3月31日付けで主務
大臣の認可をいただいております。2ページ目のところでございますが、借換額といたし
ましては、59億3千7百万円の認可をいただきました。しかし、国からの保険金が当初
見込んだ額よりも多く支払われるなどの事情がございまして、漁済連の収入が増加いた
しました。従いまして、実績額といたしましては認可額より6億7千9百万円少ない52億
5千8百万円ということになりました。以上、短期借入金の借換について御報告いたしま
した。なお、利率につきましては、1ヵ月ものから4ヵ月ものに分けて行いましたが、金
利は0.13から0.15%程度でございます。

また、これとは別に17年度に林業信用保証業務につしまして長期借入金を借りること
にいたしております。先般、評価委員会のご意見を受けまして主務大臣認可をいただい
ておりますが、実は本日、入札をしております。この結果につきましては次回の分科会で結
果を御説明いたしたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。ただ今、農畜産業振興機構及び農林漁業信用
基金の短期借入金の借換について、御報告がございましたが、これに関しまして、何か御
質問、御意見がございましたら頂戴したいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、特段御意見がございませんので、このあたりで区切りを入れたいと思います。ひとまず、これで第1部を終了します。第2部に移ります前に、ここで一旦休憩といたしたいと思います。約10分間、従いまして、14時30分から再会いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再会

松本分科会長 それでは、第2部に移りたいと思います。第2部は、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所及び農業者大学校の6法人の議題を対象とする審議でございます。1つ目の議題は、「業務実績評価基準の見直しについて」でございます。まず、事務局の方から説明をお願いします。

女性・就農課長 本日までの間に各プロジェクト・チームにおいて御議論をいただきまして、その結果として、各プロジェクト・チームより資料7の1から資料7の6になりますが、業務実績評価基準の見直しについての資料を用意させていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

松本分科会長 それでは、評価基準見直しの結果を各プロジェクト・チームごとに代表者から御報告いただきますが、全てのプロジェクト・チームから報告をいただいた後に、全体としての議論を行う、こういう手順でまいりたいと思います。なお、時間が限られておりますので、御報告は、1プロジェクト・チームあたり5分を目途にお願いしたいと思います。それでは、まず、農林水産消費技術センターチームの方からお願いします。

手島委員 農林水産消費技術センターを担当いたしました手島でございます。ただ今、御説明がありましたように、資料7の1をご覧いただきたいと思うのですが、先般来、御説明がありましたように、この検討会の中心は、これまでの3段階評価から5段階にするということでございます。私どものプロジェクト・チームでは基本的に全体として5段階に直していくということを中心にやっております。お手元の資料の7の1をご覧いただきますと、修正としては小項目、中項目、大項目及び総合評価のいずれにおいても3段階から5段階に変更するということにしたわけでありまして、

具体的な評価の方法としましては、資料の1ページから8ページまでが、これが評価基準の改正案でございますが、まず、それについて申し上げますと、小項目においてs評価となった場合は3点、それからd評価となった場合には-1点ということにいたしまして、

合計数値によって中項目の評価を実施するということにいたします。中項目の評価として a 評価となったもののうち、小項目の評価に係わる要因などを踏まえて s 評価とするということを可能にしたものであります。また、同様に逆の方ですね。業務実績がよくなかった場合ということについては、小項目の評価の合計数値が c 評価となったもののうち、小項目の項目に係わる要因などを踏まえて d 評価というものをつくることにしたということでございます。大項目及び総合評価においても中項目の評価要因などを踏まえて、それぞれ s、d を付けると、加えるということにしております。

それから、評価指標についてでございますけれども、資料の 9 ページ以降になります。これでは小項目においても 5 段階での評価を実施するということにいたしました。従いまして、原則として各評価指標ごとに 5 段階評価が可能になるように整理したいということでございます。現時点では s 評価または d 評価となる場合の具体的な事例を明確に想定できない評価指標というようなものもあるわけですが、こういうものも、今後、そういうことができるようになるということも踏まえて、s、d を加えたということでありませう。それから、基本的な記載としては、s 評価は設定した指標が達成された時に優れた成果が得られたというものにし、それから d 評価については設定した指標が達成されない、その要因が法人の著しく不適切な業務運営にあったというようなものを d 評価とするということにしたものであります。

なお、例外的な記載としましては、資料 14 ページにございますが、役員の個人の資質等に関する評価指標などについては、各指標の内容に即した表現ぶりとしておりまして、従来の c 評価を d 評価として設定したものもあります。14 ページの一番下の欄ですね、第 1 の 2 の (1)、「役員と職員の責任と役割を明確化するとともに、理事長の指導の下、効率的な組織運営を行う」というようなものがあるわけですが、これが従来ですと、右の方ですが、法人の課題を理事長が的確に認識しているか、していないかというような分け方で、a と c ということにして b がなかったわけでありませう。今回も b は省略する格好で作っておるのですが、「認識していない」と、理事長が法人の課題を認識していないというのは、もうこれは d というしかないということですね。これが c ということはないだろうと。

そういうことで、こういうような区分けにしてあると、こんなようなところもあるということですね。やってみるとなかなか日本語としてしっくりこないようなところもあってございませう、いろいろ調整したつもりなんですけど、どうも終わってみると何か他のチームの方

が上手に出来ているところもあるというような気もしますので、こういうものはまた1年間使ってみてですね、そして、また、もう少しこなれたやり方に直していくということがきっと必要なんだなと思っております。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、種苗管理センターチームの方からお願いします。

井上委員 種苗管理センターのプロジェクト・チームの委員の井上と申します。よろしくお願いします。この見直し案につきましては、武田専門委員、高橋(英)専門委員とともに検討を行った結果を報告したいと思います。

資料は7の2をご覧ください。本日、用意されております資料をお手元にお開きください。今回の改正は、種苗管理センターの評価方法をa, b, cの3段階の評価から先ほどもいろいろお話しが出ていますようにs及びd評価を付け加えた5段階評価へ変更いたしました。これは昨年来から御議論のありました業績勘案率を算出する際に、最高でも100%しかないということから、これを改正するために見直すものです。

まず、1ページをご覧になっていただきたいのですが、今回の改正では各小項目からs及びd評価を付け加えました。現行のa評価のうち、特に優れた結果を出したものについてs評価を、c評価のうち、特に法人の業務に改善が必要と認められるものにd評価とすることができることといたしました。s及びd評価を判定する際には、評価委員の承認が必要となっており、また、業績勘案率に影響する中項目、大項目及び総合評価の際にも評価委員の承認を必要とし、小項目の点数などで自動的にs及びd評価になることはないものとしております。

続きまして、前回、2月14日の農業分科会におきまして中期目標、中期計画及び業務方法書の変更をご承認いただきました、育成者権の侵害対策につきまして種苗管理センターの新たな業務としてこれを追加いたしましたことから、評価を行うために必要な基準を以下のように策定いたしました。42ページから43ページを開けていただきたいと思います。この左の方の項目に、42ページの方に(6)育成者権の侵害対策というところがございますけれども、この育成者権とは農林水産分野の重要な知的財産権でもある植物の新品種に関する権利でありまして、この業務を実施することにより、新品種の不法な利用を防止するとともに適切な権利保護が可能となり、農林水産業の競争力の強化を図ることができると考えております。そのため、種苗管理センターに品種保護対策官、いわゆる品種

保護Gメンというものを設置いたしまして、育成権者の侵害対策を行うものであります。

43ページのところをご覧いただきたいと思うのですが、4つの項目が増えております。具体的に申しますと、権利侵害に関する情報の収集及び整理、権利侵害に関する実態調査、権利侵害に関する情報の提供及び育成者権の侵害に関する相談窓口の設置という、以上の4つの小項目を追加しております。では、これらのことにより、ちょっと戻っていただきたいのですが、39ページをお開けください。39ページの左の項目のところ、5の1から4の業務に附帯する業務というところがございますけれども、評価シートの変更点といたしましては、第3の5の附帯業務に(6)の育成者権の侵害対策を追加し、先ほど申しました小項目の数を4点追加いたしました。それに伴いまして中項目の点数の変更をしております。即ち、この附帯業務の質の向上のところを見ていただきたいのですが、左側の方が改正案で、右側の方が現行の項目になっております。

その結果、小項目の数が12から16に増えたことになりまして、中項目でのa評価が前まででしたら「8点以上」だったものが「11点以上」に変更になりました。即ち、現行では12項目の3分の2以上ということで「8点以上」であれば中項目の評価ではa評価になったものが、16の項目になりましたことにより3分の2以上で10.6、即ち「11点以上」が中項目のa評価と評価されることになりました。

以上、簡単ですが御報告いたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、家畜改良センターチームの方からお願いします。

向井委員 それでは、家畜改良センター担当の向井です。5月11日に家畜改良センターPTを開催しまして、萬野委員、菊池委員、高橋(芳)委員と私の4名で評価基準の見直しについて検討を行いましたので、御報告いたします。資料は7の3になります。

昨年までの3段階の評価指標を設定して評価を行ってまいりましたが、前回の農業分科会での議論を踏まえまして、ただ今2つのセンターからの報告がございましたように5段階の評価指標を設定するように変更いたしました。ただし、第4の短期借入金の項目、これは53ページにあたりますが、第4の短期借入金の限度額についてですが、5段階評価になじまないことから、これまでどおり3段階の評価としております。

具体的には、ただ今申し上げました第4の短期借入金の項目を除く各項目におきましては、小項目の段階からs及びd評価を付け加えまして5段階評価といたしております。s評価につきましては、a評価を受けた項目の要因を具体的に分析し、特筆すべき事項があ

った場合にのみ付けることができるようにいたしました。また、d評価につきましては、c評価を受けた項目の要因を分析し、その要因が法人の不適切な業務運営にあたる等、改善が必要と認められる場合に付けることができるというふうに変更いたしました。

資料の1から5ページまでが評価基準本文の変更であります。5ページ以降は評価指標シートの各項目の変更となっておりますが、項目ごとに、今、申しましたように5段階評価への変更となっております。個別の項目の内容につきましては説明を省略させていただきたいと思います。また、本年2月の農業分科会におきまして、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から平成15年度の評価結果に対する意見が提示されましたが、家畜改良センターにつきましては、評価の基準に対する意見というよりは、種畜等の生産に要する総コストを把握して、配布価格の妥当性に及ぶ評価を適切に行うべき等の評価の内容に対する意見でございますので、今後、これらの意見を踏まえまして適切な評価に努めることといたしております。しかしながら、家畜改良センターが行う家畜等の配布価格につきましては、政策目的への合致性や市場価格への影響等を勘案する必要があり、実際の算定は困難との意見もありまして、評価を行う際には注意をして進めていくべきであろうと考えております。

簡単ではありますが、以上で家畜改良センターの報告を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、肥飼料検査所チームの方からお願いします。

松井専門委員 肥飼料検査所チームの松井でございます。肥飼料検査所の評価基準(案)を説明いたします。資料は7の4です。本評価基準(案)については5月10日、火曜日、農林水産省内の会議室で肥飼料検査所PT会議を開催し、松本委員、深見専門委員及び私のPT委員3名全員の出席の下で検討いたしました。

まず、肥飼料検査所の業務の実績に関する評価の基準本文の改正案ですが、1ページから2ページのとおりです。変更案は本年2月12日の農業分科会で了承された見直し案に沿って5段階評価に変更するというものです。ここにあります2の(1)の が中項目の評価方法です。現行では小項目の評価結果を基にして3段階評価で行うものとしておりましたが、改正案では原則として3段階評価で行うものとするとした上で、a評価の項目については各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じs評価とすることができる。また、c評価とした場合には要因を分析し、必要に応じd評価とすることができる。と変更しております。また、この2の(1)の でございますが、これは小項目等の評価に

においても要因を分析して必要に応じてsまたはd評価とすることができる。との改正案にしております。

大項目の評価方法は次の2ページにあります。2の(2)のとおりで、中項目の評価結果に基づいて、原則として3段階評価で行うとするとした上で、要因を分析して必要に応じてsまたはd評価とすることができる。との変更案にしております。

次に総合評価ですが、これは2の(4)にあります。総合的に勘案して原則として3段階評価により行うものとする。ただし、総合的に勘案し、必要に応じてs評価とすることができる。また、c評価とした場合には要因を分析し、必要に応じてd評価とすることができる。との変更としております。

16年度の評価シートの改正案は2ページの下から最後のページまでのとおりです。50ページをご覧ください。50ページの上から3マス目でaやbとする項目を変更しておりますが、これは平成16年度に農林水産省から要請のあった業務の項目数に対応した変更です。それ以外についてはすべて先に説明したとおりの5段階評価も可能とする内容での変更案としております。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農薬検査所チームの方からお願いします。

日和佐委員 農薬検査所チームの日和佐でございます。資料は、今日、新しいものが用意されておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。私どももチーム全員が集まりまして検討をいたしました。評価基準について、従来どおりの3段階評価から5段階評価に変更するという、ほかの法人皆様と同じ考え方で改正いたしました。

1ページをご覧いただきたいのですが、基本的な評価基準はa、b、cでありまして、それに加えて1ページの下に下線が引いてあるもの、アンダーラインがあるものが新しく改正した文言でありまして、ご覧いただいておりますように、「小項目の評価においてa評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じs評価とすることができる」、それからその次のページにいていただきたいのですが、「c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じd評価とすることができる」というこの文言を付け加えるという形で改正をいたしました。これは小項目、それから3ページの中項目の評価方法、大項目の評価方法、それに総合評価方法、すべて共通でありますので、文言もすべて共通でありますから、いちいち申し上げず、同じことということで御了承をいただきたいというふうに思います。

また、評価指標シートにおきましても同じ考え方で改正をしております、8ページをご覧いただきたいのですが、「aかつ」となっておりますところが、a以上ということが発生するわけですので、「a以上」という「以上」という文言を挿入いたしましたのと、「cかつ」でありましたのを、c以下dが発生いたしますから、「c以下」という「以下」という文言を付け加えたということでもあります。また、これもすべて評価基準にプラスして「a評価をした場合には、要因を分析し、必要に応じs評価とすることができる」、「c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じd評価とすることができる」という文言を付け加えております。

11ページをご覧いただきたいのですが、11ページの印のところ、注のところなんですが、当該業務が発生しない場合というのがございます。そういう場合には当然ですがけれども、評価対象から除外いたしますので、そのことを明記しております。

以上、簡単ですが変更点です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者大学校チームの方からお願いします。

淵野専門委員 農業者大学校の評価基準の変更について御報告いたします。本プロジェクト・チームは4月26日に松本委員長と私とで開催いたしました。本日、机上配布の資料7の6をご覧ください。基本的には2月4日に提起されました評価基準の見直しについて、それを受けて議論いたしまして、小項目、中項目、大項目及び総合評価についてS及びD評価を設定するというにいたしました。

1ページをご覧ください。1ページの下線の部分でございますけれども、基本的には点数付けについては、3段階でございますけれども、評価委員が必要と評価した場合には、「A評価項目については、S評価にすることができる」と、その要因等を分析しましてですね。同時にC評価の小項目につきましても、各指標の項目の達成率及びその他のページ、3ページ、4ページ以降の中項目、大項目、総合評価のところでも同じ下線の部分で見直すということにしております。なお、4ページの3のところ「S評価及びD評価の判断をした場合には、評価シートに判断した理由等を明記することとする。」ということにしております。それから評価指標シートにつきましては、S評価、D評価を設けたことに対応する見直しということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、質疑応答の時間に入りたいと思い

ます。ただ今の各法人の評価基準の見直しについて、御質問あるいは御意見を頂戴したいと思えます。どうぞ。

ございませんか。いかがですか。これは質問にはいるかどうか分かりませんが、種苗管理センターの方で何かGメンを設けられるということですが、例えば、私、Gメンという麻薬Gメンみたいなものを思うんですが、これは特別のやっぱり技能というかそういう資格を持った人があたるということでしょうか。

井上委員 後ほど課長の方から、あるいは理事長の方から報告があると思うんですけれども、今、お話しした方がよろしいでしょうか。

松本分科会長 いや、どうせですから今やってください。

井上委員 資料10の3に基づいて種苗管理センターの方から説明をお願いいたします。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長をやっております野村でございます。よろしく申し上げます。資料10の3の3ページに「品種保護Gメン」と書いてございますが、正式名称は、品種保護対策官ということでありまして、Gメンといいますと、さも捜査権があるような形になっておりますが、あくまでも品種登録を行う方の育成者権者の権利侵害に対する円滑な権利行使を支援するという形で、4ページに書いてございますが、相談の受付と対抗処置の手続きに関する助言とか、あるいは実際にその品物が登録された品種と違うかどうかというような品種類似性試験、これは技術的なものでございますが、特性比較なり比較栽培なりDNA分析を行う。また、情報収集・提供、必要に応じて実態調査も行うと、そういう仕事でございます。

松本分科会長 なるほど、分かりました。ありがとうございました。その他ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、ないようでしたら、各法人の業務実績評価基準につきましては、今回の案で御了承がいただけるものと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定いたします。

松本分科会長 続きまして、2つ目の議題に移ります。2つ目の議題は、「平成16年度の業務実績概要について」でございます。それでは、事務局の方より御説明をお願いし

ます。

女性・就農課長 委員の皆様方には第1部でも御説明いたしましたとおりでございますが、正式には6月末までに財務諸表、それから業務実績報告書が出てから評価について御議論いただくということでございますが、本日は、昨年度の業務実績の概要ということで各法人から資料を用意させていただいておりますので、各法人から御説明させていただきたいと思っております。

松本分科会長 それでは、各法人ごとに代表者から御説明いただき、全ての法人分が終了した後に、質疑応答を行うと、こういう手順で進めてまいりたいと思っております。また、恐縮ですが時間が限られていることでもありますので、御説明は極力簡単に、1法人あたり5分以内でお願いします。それでは、まず、農林水産消費技術センターについてお願いします。

農林水産消費技術センター理事長 農林水産消費技術センター理事長の戸谷でございます。それでは、私の方から業務実績を説明させていただきます。資料につきましては、資料8の1をご覧ください。

まず、業務運営の効率化でございます。1つは、検査分析処理時間の迅速化でございますが、食品表示の監視業務に関しては、個別に品質表示基準の定められている加工食品について5年間で、全体で10%分析時間を短縮するという中期目標が定められておりますけれども、16年度は分析法の改良によりまして10品目について22%短縮をしたということでございます。それから、(2)で国が行うリスク管理のためのリスク情報収集の分析方法に関してでございますが、これは残留農薬の分析時間について、やはり5年間で10%削減するという中期目標がございますが、これにつきましても4年間で8.3%の短縮をしております。それから、表示の確認に活用できるような科学的な判別技術等の調査研究について、センターで実施しておりますが、その実施課題の選定にあたりまして、2にございますように外部の有識者を含めた評価委員会において、必要性、緊急性を検討していただきまして、17年度は昨年度よりも更に絞り込んで17課題を選定しております。それから情報提供につきましては、資料8の1の3にございますような迅速、効率的な提供のためにホームページの更新等を行ってまいりました。

続きまして、第2の業務の質の向上でございますが、まず、食品の表示、これは消費者が食品を購入する際の基本的な情報ということになります。表示についてのJAS法に基づく監視業務についてでございますが、まず、生鮮食品については化学的な分析が必要

なものについては検査を行っておりますが、農林水産省と連携して行いました特別調査を含めまして、616件についての検査分析を行っております。それから加工食品については計画5,000件でございますが、5,071件ということで、これの買い上げと分析を実施いたしまして、次のページでございますように482件について文書による指導等を行っております。それから、遺伝子組換え食品の検査も行っております。これは368件行いまして、この中で組換えDNAが検出されたものなどにつきまして、ちゃんと分別生産流通管理が行われているかどうか、その確認のための調査も実施をしております。

それから次に2でございますが、登録認定機関の監査等でございます。登録認定機関の登録あるいは手数料、それから業務規程の認可に係る技術上の調査をセンターで行っておりますが、これについては205件を実施いたしまして、すべて中期目標に定められている調査期間、30日でございますが、それ以内に調査結果を農林水産省に報告いたしました。それから、登録認定機関の監査でございますが、これは全機関を対象にして実施をいたしました。特に、この中で非常に重大な不適合のある登録認定機関につきましては、廃止ということになっております。それから、登録格付機関の監査につきましても、全機関について計画どおり実施をいたしました。

それから、3番のJAS法に基づく立入検査等でございます。農林水産大臣の指示によりまして、缶詰とか有機関係のJASの不正格付とか、あるいは表示等に関する立入検査を5業者に対して実施いたしまして、その結果、そこにあるような農林水産大臣からの措置が講じられております。また、農水省からの依頼のあった任意調査、これを364事業者に対して実施をしております。これについてもそこにありますように、認定の取消し、業務停止命令あるいは農水省からの刑事告発等というような形の措置が講じられております。

それから、4のJAS規格の定期見直しに係る調査分析でございます。これはJAS規格の利用実態あるいは改正の要望を把握するための調査を行い、また、次の3ページでございますように、市販品を買い上げて官能検査とか成分分析というような実態調査を行って、そういった結果を踏まえまして、製造業者とか実需者とかあるいは消費者等の利害関係者の要望の調整をセンターで行いまして、その見直しの原案を策定して農林水産省に報告するというのをいたしました。

それから、リスク分析・管理のための有害物質の調査でございますが、これは農林水産省の要請に基づきまして、農林水産省の行うリスク管理のために食品中の残留農薬あるい

は微量物質等の分析調査を概ね計画どおり実施いたしました。また、コーデックス規格の作成に資するために野菜等の重金属の分析調査あるいはカビ毒の調査、これも概ね計画どおり実施をしております。それから、調査研究でございます。先ほど申しましたように、センターでは例えば食品の判別技術とか効率的な分析技術など4分野を重点的に調査研究を実施し、所要の成果を上げております。また、コーデックス委員会の専門部会あるいはISOの食品分野の専門家会議等に、政府の代表団に職員を派遣して参加をさせております。

それから、7の情報提供でございますが、これは食品表示110番も含めまして、消費者あるいは食品の製造業者から表示等の相談を1万数千件対応しておりますし、また、食品衛生協会と協力して、食品表示の一元化窓口で約3千件の相談に対応しております。なお、各種の情報提供について効果測定を行いまして、顧客満足度は3.9という数字でございました。

最後に財務内容等につきましては、業務の経費節減に取り組んでおります。また、常勤職員についても4年間で21人、16年度は5人の削減を実施いたしました。

簡単でございますが、ご説明は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、種苗管理センターについてお願いします。

種苗管理センター理事長 それでは、種苗管理センターの16年度業務実績概要につきまして、御説明いたします。資料8の2をお願いいたします。種苗管理センターは、ご案内のように品種登録制度におきます実際の出願品種が本当に新しい品種かどうかということ審査するための栽培試験、優良種苗の流通確保のための種苗検査、それからばれいしょ等の増殖率が低く、あるいはウイルス病等の病気にかかりやすい原原種の生産配布等を行っております。

まず、最初に第1の「業務運営の効率化」でございます。栽培試験についてでございますが、現在9農場におきまして栽培試験を実施しているのですが、実施農場ごとの担当植物の専門化を計画的に進めるということで、現在やっております。それから、昨年4月には孀恋農場の栽培の専任係を廃止いたしました。

それから、2番目の原原種の生産でございます。これにつきましては委員からも、新技術の導入等のご指摘をいただいておりますけれども、ばれいしょの原原種の生産につきましては、「水耕栽培等によるミニチューバー生産」と書いてありますが、水耕によりまし

て通常のイモより小さい10グラムぐらいの小さなイモをすることによりまして、ばれいしょのイモの増殖効率を上げるという手法でございます。これにつきまして検討を行いまして、実はこの17年度から実証試験に入っております。それからサトウキビにつきましても、サトウキビ側枝苗ということでサトウキビの節から出る側枝を使って、やはり同様に増殖効率を上げるための手法でございますが、これにつきまして検討を行い、16年度から実証試験を開始いたしました。

それから、5番目の業務運営でございますが、パソコンの全場一括契約あるいはブロック単位の一括調達の拡大ということで、一層の効率を図っております。また、施設整備につきましても西日本農場の施設整備も含めまして経費節減のための自主施工を行いました。

次の2ページをお願いいたします。「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」であります。最初に栽培試験につきましては2つ目の でございますが、出願の多い作物につきましてマニュアルを作成して、その業務の効率化を図っておりますが、マニュアルにつきましては、目標の2種類、5項目をほぼ達成という形になっております。それから、(3)に種類別審査基準案の作成とありますが、新しい種類の植物の出願があった場合には、新たに審査基準を作る必要がございます。15年度以前の計画の積み残しも含めまして39の審査基準案を作成しまして、目標を達成しております。また、作成する期間も去年より半年も短いという形でできました。

それから、2番目の種苗の検査であります。これは依頼検査の方でございますが、国際証明あるいは国内証明をどちらもやっておりますが、徹底したシステム化によりまして依頼検査件数すべてにつきまして目標の検査依頼日から50日以内に結果報告ができました。

3ページをお願いいたします。ばれいしょ、茶、サトウキビの原原種の生産配布でございます。一番上の に書いてございますが、それぞれにつきまして都道府県の需要量を把握いたしまして、概ね需要に見合った生産配布を実施。表の一番右をみていただきますと、申請数量に対する達成率が出ております。なお、昨年は春植のサトウキビにつきまして台風の被害がございまして、不足する沖縄農場分を鹿児島農場の方で補完いたしました。それから、(3)のところに実需者による評価ということで、そういう配布先の農協に対して品質なりあるいは実際の対応等につきましてアンケートを実施してありまして、その改善を図っております。

4番目の調査研究でございますが、7つの課題を重点的におくということで、最近の機能性の品種登録も踏まえまして、香り成分等の生理生態的特性の調査手法の開発とか、あるいはDNA分析技術による品種識別手法の開発等を行っております。

4ページをお願いします。(2)の試験研究機関との連携では、特に効率的に調査研究を進めるということで、種苗管理センターはつくばにございますので独立行政法人農業環境技術研究所との共同研究で、私どもは隔離した大規模ほ場を持っておりますので、それを活用しまして組み替え農作物の花粉飛散と交雑というような調査研究を行っておりますし、またその次にありますけれども、先ほどの類似性試験とも関係しますが、DNA多型によるエダマメ品種識別技術の開発等も行っております。

それから5番目の情報の収集・提供、技術指導でございます。これは委員から更なるホームページの充実等のご指摘を踏まえまして、種苗生産に必要な情報といたしまして、ばれいしょの品種の形態・ウイルス病徴とか、あるいはサトウキビ優良種苗の栽培等の提供を行いました。

それから6番目の国際対応でございます。2つ目の にありますように、我が国はUPOV条約に加盟いたしまして、その国内法としての種苗法に基づきまして、品種登録業務を行っているわけでございますが、その関係で種苗管理センターの職員が品種登録審査の専門家といたしまして、いろんな国際会議に出席いたしまして、審査基準等の国際統一に関する議論等に参加しております。検査の関係ではISTAと呼ばれる国際種子検査協会の会議もありますし、今のUPOVあるいはOECD、あるいは日韓の審査協力等にも出ております。5ページをお願いいたします。海外研修員の受入も行っておりまして、3つ目の にございますが、延べ106名の研修員を受け入れております。

それから、先ほど井上委員から業務実績基準の見直しの際にもございましたが、育成者権の保護対策も強化しております。1つは品種類似性の試験でございまして、これは15年の7月から始めましたが、16年度は13件の相談を受けまして、2件は試験を行っております。また、品種保護Gメンにつきましては、これは16年度実績といたしましては、4月からの設置に向けまして準備、ホームページの開設等を行っております。

それから8番目の指定種苗の収集及び立入検査でございます。2つ目の にございますが、表示違反事件ということで、昨年10月に栃木県で種苗業者名表示のないレタス種子が販売されまして、実際それを買った農家が蒔いてもうまく結球しないというようなこともございました。農水省の担当官と共同いたしまして生産業者及び販売業者を調査いた

しまして、種子も集取し、結果的には農水省の方で種苗法違反として関係業者を厳重注意していただいたということになっております。

それから次のページでございます。「財務内容の改善」ということで、これは資金の配分につきましては、それぞれの必要性を精査いたしまして、真に必要な業務に資金を配分しました。

あと、「その他」でございます。重要な財産の処分でございますが、当分科会でも昨年御了解いただいて、北海道中央農場の敷地の自転車専用道としての譲渡につきまして、16年度に有償で譲渡することにつきまして許可を受け、売却いたしました。それから、人事に関する計画ということで、2つ目の でございますが、育成者権保護対策の実施体制を強化することで、昨年は責任体制を明確化するという方向で組織の見直しを検討いたしまして、この4月に実施しております。それから創意工夫を助長するための業務改善努力に対する賞状授与という形で理事長名で4件行っております。それから大型機械等をほ場で使う関係で安全実施強化というのは大変重要でございます。一昨年はヒヤドキ集を作りましたが、16年度は各農場で労働安全点検強化週間というのを設けるということで、年2回設けてその対策と結果を報告させるような対応をいたしました。以上、概ね計画どおりの実績を上げたと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、家畜改良センターについてお願いします。

家畜改良センター理事長 資料8の3でございます。第1の「業務運営の効率化」につきましては枠の中の になりますが、家畜の改良増殖につきましては、特に乳用牛につきましては、ホルスタインに重点化を行ってまいります。それから飼料作物種苗につきましては、13から16年度で、2行目の括弧の中にありますが、130品種から109品種に削減をいたしております。

それから、業務実施の効率化につきまして財務分析につきましては、経費区分の細分化したカスタマイズ化いたしました会計システムから得られたデータを基に財務状況の分析を行っておるところでございます。それから生産物コストの試算につきましては、飼料種苗生産コストの試算を行いまして、経費節減に資するための検討を行ったところでございます。それから一部の遠隔地におきます飼料生産業務につきましては、コントラクター組織、飼料生産受託組織でございますが、そこに委託、外部化することとして、契約締結を

行ったところでございます。

それから、他の機関との連携につきましては、外部機関からの要請への対応ということで、1つは中越地震の被災の畜産農家に対しまして牧草を緊急に供給いたしました。それから鳥インフルエンザの発生時におきます鳥の処分につきまして効率的な方法の検証のために、センターで実証の試験を行ったところでございます。

2ページでございます。第2の「国民に対して供給するサービスその他業務の質の向上」でございます。家畜の改良につきまして、乳用牛につきましては国際的な飼育の評価機関でありますインターブルで世界的な水準、世界で上位100頭のうち3分の1から4分の1を日本の牛が占めるということが確認されたところでございます。それから豚につきまして、デュロック系統豚を1年前倒して終了いたしまして、「ユメサクラ」という系統名で認定を受けて、高い評価を受けているところでございます。それから鶏につきましては、鳥インフルエンザのウイルス疾患に抵抗性があるといわれますMx遺伝子を持った卵用鶏の作出に着手をしてきたところでございます。

それから、2の飼料作物種苗の増殖でございます。のところの種苗の生産・配布でございますが、これは水田における飼料作ということで飼料専用稲の増殖に着手しております。1.4トン配布したところでございます。それから種苗検査につきましては、OEC Dの品種証明につきましては検査通知日数を10日から6日に短縮したところでございます。

3ページでございます。調査研究につきまして枠の中にございます のところでございますが、遺伝子の育種技術につきましては、乳用牛につきましては乳房炎の感受性に関与する遺伝子を特定いたしまして、特許の出願を行ったところでございます。それから豚につきましては、産子数に影響します黄体数に関与する遺伝子を特定いたしまして、特許の出願を行ったところでございます。それから肉質関係では のところでございますが、関係方面からの強い要請がございまして、「食肉の官能評価ガイドライン」を作成したところでございます。その他 で競争的資金の獲得、これは6件いたしました。また、共同研究につきましても に書いてありますとおり、実施をしたところでございます。

4ページでございます。講習及び指導のところでございますが、これは 国内研修、それから海外技術協力、この実施をしたところでございます。

それから、5の牛のトレーサビリティ関係でございますが、これにつきまして で牛の個体識別台帳の作成、現在900万頭のデータベースを作ったところでございます。それ

から消費者等によります検索に対応したシステムということでございますが、1日あたり約7から8万頭の検索件数がございまして、携帯電話に検索サービスも新たに開始をしたところでございます。それから本省から指示がありまして、BSEの検索ということにつきましてはコンピュータの整備ということでございまして、13年度には2、3日かかったのが現在では1から3時間という非常に早急に検索できるようにしたところでございます。

5ページ目の「財務内容の改善」でございまして、収入・支出の状況でございまして、このところにおきまして受託収入及び自己収入合わせて、この表のところで予算額4億3千万、収納額8億6千万ということで予算の倍増をしたところでございます。それから目的積立金の取り崩しでございまして、これは宮崎の牧場で隣接する用地を家畜の防疫対策と粗飼料増産を行うために取得したところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。次に、肥飼料検査所についてお願いします。

肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所の業務実績概要について御報告いたします。資料の8の4でございまして。

第1に「業務運営の効率化」、最初に肥料関係でございまして、(2)のとおり、従来の検査対象、その収去点数あるいは立入検査数を削減いたしまして、汚泥肥料関係の方に重点を移すことで効率化を図ってございまして。特記事項といたしまして、年度末に輸入の有機質肥料等で緊急立入検査を行い、特許基準を超える重金属、これはカドミウムでございまして、その含有と異物混入の事実を確認しております。2として、飼料及び飼料添加物関係でございまして、検査の際、同時定量法の採用とかあるいは分析機器の導入とかで効率化を図っております。また、データベースを活用することで飼料等の検査の効率的な実施に努めております。3の土壌改良資材関係の業務ですが、これも肥料と同様に進めております。

次の2ページ目の第2の「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」であります。肥料の検査といたしまして肥料の登録申請、または仮登録の申請に係わるところで申請者に対して登録申請マニュアル、登録のQ&Aというふうなものを配布したり、登録申請者に対しましてアンケート調査を行って問題点を改善するなど、サービスの向上に努めております。ウとして収去品の検査、安全性の確認の必要がある肥料につきましては植害試験、これは3週間ほどかかる試験ですが、16件実施しております。それからオ

の牛海綿状脳症、BSEの発生に伴う対処ですが、餌の方ばかりではなく肥料の方にもこれは関係いたしまして、肥料用の肉骨粉等の製造業者の要請に基づきまして、製造基準適合確認検査を実施しております。

次のところで、以上の肥料の検査という業務に附帯する業務は標準試料の配布、研修、指導、国際協力というのがございますし、工といたしまして、肥料に関する情報提供等のところで肥料等に係わる照会・相談件数が近年は非常に増加しております。

(3)として肥料取締法による立入検査、農林水産大臣の指示に従いまして実施しております。特記事項ですが、先ほど説明いたしました、農林水産大臣の指示によりまして牛の部位を原料とする肥料の製造工程につきまして、牛のせき柱等が含まれていない製造工程で生産されていることについて、製造基準と適合性について確認検査を実施しております。

2の飼料及び飼料添加物関係でございますが、ア、イのところでモニタリング調査、飼料または飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物等につき多数の検査を実施し、ホームページ等に公表しております。その他、飼料中の肉骨粉、それから耐性菌発現のモニタリング調査、組換え体飼料のモニタリング調査を実施しております。その他ウでございますが、飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対処ですが、それぞれに対応しております。例えばエンドファイト毒素による中毒、動物由来たんぱくの混入あるいは輸入牧草の農薬汚染、その他異物の混入等それぞれに対応しております。カといたしまして、標準品等の配布を実施しておりますが、特記事項に書いてありますとおり、合成DNAにつきまして、民間業者に委託し、業務を簡素化いたしました。その他、調査研究を実施しまして、サービスの向上、業務の質の向上を図っております。

それから、まとめますと特記事項にありますとおり、開発したPCR法及びELISA法でプライマー配列あるいは検出試薬というものにつきまして特許を出願しております。その他、クとして、BSEの発生に伴う対応で、その発生に関する感染源及び感染経路の究明に資するため、役に立たせるために給与飼料の流通経路、肉骨粉等の交差汚染の可能性等の検査を実施いたしました。

それから、(2)として検定及び表示に関する業務を行っております。(4)でございますが、飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査、収去品の試験の結果、違反となりました15事業所につきましては、製造・品質管理の方法等にかかる技術的指導を行っております。

6 ページでございますが、特記事項で牛のせき柱及び死亡牛を飼料の原料から排除するため、動物性油脂の製造工程について農林水産大臣による確認制度が新たに導入されたことから、飼料用動物性油脂の製造事業場 77 ヵ所の製造・品質管理状況を確認してございます。附帯する業務として研修指導、国際協力、情報提供等、それに飼料安全法の規定による立入検査等を行っております。

少々割愛させていただいて、最後のページでございますが、真ん中ころに中期目標・中期計画に定められていない緊急時等の利用による農林水産省からの指示・要請に基づく業務を実施いたしました。分析関係業務であります。輸入トウモロコシ等のカビ毒の汚染実態調査をおこないまして、以下に記載にありますように合計 8 件行っております。その他、2 件の確認調査を行っております。

最後ですが、「財務内容の改善」、第 4、「その他」、名古屋事務所実験室改修工事を計画に従い実施いたしました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農薬検査所についてお願いします。

農薬検査所理事長 農薬検査所の山口でございます。資料 8 の 5 ご覧いただきたいと思います。私どもの実績内容について、時間の関係から要点だけ御説明させていただきます。

まず、第 1 に「業務運営の効率化」についてでございますが、これは農薬の検査について 1 申請あたりの検査期間、これを平成 10 年度までの 5 年間に比べて、この中期目標の間に 5 % 削減するというものでございます。農林水産大臣から検査指示を受けました 2,316 件のうち、基準設定必要農薬につきましては 11.7 ヶ月が目標でございましたが、10.6 ヶ月で目標を達したということでございます。それから基準設定必要農薬以外の検査の件につきましては、2,158 件のうち、1,028 件を終了いたしました。これは下の特記事項にございますように、農薬取締法の規則改正によりまして、有効成分の種類ごとの総回数の明確化等が必要になりましたために、時間を要したということで達成が若干 5.6 ヶ月から 5.9 ヶ月に伸びております。なお、1 につきましては、実質的な当検査所の検査は大半のものが終了してありまして、農林水産省を通じて食品安全委員会あるいは厚生労働省の方でご審議ご検討をいただいているものがほとんどでございます。それから、再登録検査については 1,092 件を終了いたしました。

それから、2,3 を割愛させていただいて、2 番目の農薬の登録申請に必要な毒性など

の試験成績の信頼性確保のための、OECD加盟国が協調の下に実施しております施設の査察業務でございますが、いわゆる農薬GLPの適合確認につきましても16件、農水省の方から要請がございましたが、それはすべて査察を実施いたしまして、目標としました60.5日を49.9日で達成したということで効率化を図っております。

次のページにいきまして3番目でございますが、業務運営の効率化による経費抑制につきましては、経費抑制に向けた諸措置を講じまして、対前年比1%の抑制を達成いたしました。

それから、第2に「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」でございますが、まず農薬の検査、先ほどは平均的な検査期間というものでございましたけれども、こちらは処理件数について基準設定必要農薬、これは1年5ヵ月以内に検査する目標になっておりますが、これは100%達成いたしました。また、基準設定農薬以外、これは11ヵ月以内に検査ということになっておりますけれども、1部4%ほど目標達成できませんでした。先ほど申し上げました理由によりまして、この計画の後に規則改正による農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数の明確化に係る調整が必要となったためでございます。

それから(2)番では天敵等の生物農薬の検査、これが最近は多くなっておりますが、これは検査指示がありました41件のうち24件を終了し、自己目標といたしました7.9ヵ月を5.4ヵ月で達成いたしております。

それから2の附帯する業務でございますが、(2)にございますように中期計画で進めております調査研究につきましては2題のテーマで研究を進めておりますが、1つは、農薬の土壌中での移行性評価試験の検討、それからもう1つは、農薬中ダイオキシン類の分布技術の研究でございますが、いずれも順調に推移しておりまして、本年度終了に向けて鋭意研究を進めているところでございます。

それから(3)の農薬に関する情報の提供等ということに関しまして、特に近年、農薬に関する情報について食品安全委員会における評価が終了した農薬につきまして、その評価の基となりました試験成績の概要を16年7月からホームページに掲載を開始いたしまして、農薬の利用者、消費者のニーズに応じた農薬登録情報の検索システムを開発いたしました。そして、16年10月から利用者への提供を開始しておりますが、非常に利用が多く、いい評価を得ております。

それから(6)の国際調査への対応でございますが、これはコーデックス残留農薬部会の

会合、OECD農薬作業部会及びOECD - GLP作業部会等、これは国際調和ということで計7件に職員を派遣いたしております。また、日本とEUの相互承認協定(GLP分野)に基づきまして、当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告いたしております。

それから10番目の国の施策に対する技術協力でございますが、これは平成16年度は、特に残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係わる技術的支援及び水産動植物の毒性に係わる登録保留基準の改正に伴う技術的支援をさせていただいております。

それから3番目の農薬取締法の規定に基づく農薬の集取及び立入検査でございますが、これも非常に重要な私どもの業務でございますが、これは製造場への立入りを80製造場におきまして22農薬の集取を行いました。

次のページでございますように、集取農薬等の検査、これは、これまでにありましたものに加えまして、全377の集取農薬について、その有効成分の種類、含有量、物理化学的性状及び表示事項等の検査をすべて終了いたしました。それから、この立入検査実施後からの大臣報告までの期間につきましても、目標を12件すべて達成しております。

「財務内容の改善」につきましては、先ほども申し上げましたように改善に努めました結果、目標に達しているということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは最後になりましたが、農業者大学校についてお願いします。

農業者大学校理事長 資料の8の6で説明させていただきます。本校は多摩の長期農業者教育と大分、岩手の果樹農業研修で進めてまいりました。

まず、第1の業務運営の効率化でございますが、教育研修期間の増加をさせまして、時間あたりのコストの低減に努めてまいりました。具体的な達成数字は資料のとおりでございます。

第2のサービス、業務の質の向上でございますが、1ページ目の(1)学生募集活動でございますが、学校訪問、それから全国6会場での現地の学校説明会、都道府県段階に委嘱した卒業生の学生募集推進協力員等の協力等を得まして、募集活動を努めてまいりました。それから、受験回数を増やすために日程を2回に増やしてまいりました。それから(2)の就農意欲の醸成でございますが、卒業生、農業者による講義を実施いたしました。それから先進事例の研究等を行う就農促進ゼミを実施してまいりました。卒業生の就農状況等に

つきましては、資料のとおりでございます。2ページ目の(3)の教育内容の改善でございますが、カリキュラムを改正しまして、実施してきております。

2ページの一番下にございます3の教育の質の向上に対する附帯業務でございますが、卒業生の経営実態調査を、卒業生の経営タイプの異なる5事例について実施をしてまいりました。それから3ページ目になりますが、中国四国地域及び関東地域の卒業生を対象とした研究集会を実施してまいりました。こういった内容につきましてはホームページに掲載をいたしました。(2)の関係機関への情報提供でございますが、情報誌「大地の教育」を発行して情報提供に努めてまいりました。

第3の財務内容の改善でございますが、予算及び資金を一元的に管理しまして、効率的な業務運営に努め、経費削減を図ってまいりました。

第4のその他でございますが、2の職員の人事に関する計画でカリキュラム、研修内容の充実等業務内容を充実するとともに業務の効率化に努めて、人員の抑制を図ってまいりました。黒ポツの2でございますが、財務部門を本校に集中し、効率的に実施することとしまして、具体的には果樹農業研修所の職員を本校に再配置し、財務部門の体制強化を図ってまいりました。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただ今から質疑応答の時間に入ります。ただ今、各法人の平成16年度業務実績の概要について、それぞれ御説明をいただいたわけでありましたが、これに関しまして、何か御質問あるいは御意見等ございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。簡単な質問なんですが、例えば、農林水産消費技術センターさんからの御報告でもありましたように国際機関、例えばコーデックス委員会に職員を政府代表団に加えて派遣するというようなことの御報告がございました。この職員はコーデックス委員会に対して何か意見を具申することができるんですか。ただ情報を集めてくると、こういうことですか。

農林水産消費技術センター理事長 コーデックス委員会で意見を表明してくるという形でございます。

松本分科会長 あっ、そうですか。重要な……。

農林水産消費技術センター理事長 情報を取るということだけではなく、もちろん、こちら側としての、日本としての意見を表明するというようなことで対応しております。

松本分科会長 御報告がありましたように、野菜とかお米の中のカドミウムの量というのがまだ出てませんよね。コーデックス委員会から具体的な基準というのは。

農産安全管理課長 農産安全管理課長でございますが、現在、検討している最中でありまして、4月の下旬ですが、汚染物質・化学物質委員会がございまして、そこでも議論されているということで、引き続きまた議論がされているという形になっております。

松本分科会長 国のバックグラウンド値が違うところでこういった国際基準を設けるといのは、私は前々から非常に疑問に思っていたわけですが、今、ここで言っても、もう、どうしようもないのですが、強く1つですね、こうした国際機関で日本の実情といのは、やっぱり訴えた方がいいと思うんですよね。よろしく申し上げます。

その他、どうぞ、ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、16年度業務実績の評価につきまして、各プロジェクト・チームごとに作業を進めるようお願いします。

松本分科会長 続きまして次の議題は、「農業者大学校における役員に対する報酬の支給基準の変更について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

女性・就農課長 独立行政法人の役員に対する報酬等の支給基準を変更した場合には、法人が主務大臣に届出をいたしまして、主務大臣からこの評価委員会に通知があり、その通知を受けて評価委員会は意見を述べるようになっております。これにつきまして農林水産大臣から通知がなされておりますので、これを朗読させていただきます。

資料9の1枚目でございます。

17経営第258号 平成17年6月3日

独立行政法人評価委員会 委員長 松本聡殿

農林水産大臣 島村宜伸

独立行政法人農業者大学校の役員に対する報酬等の支給の基準について

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第52条第2項の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、同法第53条第1項の規定に基づき、貴委員会に通知します。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、農業者大学校の役員に対する報酬等の支給基準について、変更の具体的内容を農業者大学校から説明をお願いしたいと思い

ます。

農業者大学校理事長 それでは、ただ今の資料9の最後の5ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第4条の第2項に常勤役員の俸給、理事というものがございいますが、改正によりまして、この第2項を削除いたしました。そして改正後の第10条をご覧くださいと思いますが、第1項に非常勤役員手当でございますけれども、理事を入れております。で、それに合わせまして監事を第2項に移しました。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、質疑応答に入りたいと思います。ただ今、農業者大学校の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、御説明がございましたが、これに関しまして、御質問あるいは御意見をお願いしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会長 特段意見がございませんようですので、農業者大学校の役員に対する報酬等の支給基準の変更については、「当分科会としては意見なし。」として処理したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

松本分科会長 それでは、次の議題でございます。次は中期目標期間終了時における見直しの論点整理という議題でございます。それでは、文書課の方から御説明をお願いします。

文書課長 昨年に引き続きまして、独立行政法人の中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを本年も行うこととなっております。農業分科会につきましては、今年5つの法人の見直しを行いまして、昨年と同様、8月末までに農林水産省としての素案を提出することになっております。

本日は、この5つの法人につきまして見直しにあたって論点となりそうな点を整理いたしました。これに基づきまして議論をいただきたいというふうに思っております。まず、冒頭、今後のスケジュールにつきまして、担当の方から御説明させていただきまして、その後、それぞれの所管課より説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

文書課課長補佐 文書課法人班の園田と申します。私の方から「今後の独法見直し及び

農業分科会等スケジュール(案)」について御説明させていただきたいと思っております。資料番号が10の1でございます。あくまでこちらのスケジュールというのは事務局の現段階での案ということで御承知おきいただければと思います。

まず、その表なんですけれども、昨年見直しを行った法人、それと本年見直しを行う法人と農業分科会等でどのように今後進めていくかということについての案でございます。まず、昨年見直しを行った法人につきましてなんですけれども、これは当分科会の関係では農業者大学校ということになるのですが、農業・生物系特定産業技術研究機構、こちらの方に業務の方を移管するというので、今後、農業技術分科会の方で中心に検討が行われるという形になろうかと思っております。

真ん中の本年見直しを行う法人ということで、農業分科会関係で5法人予定されているところなんですけど、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、こちらの方ではもう既に検討が進められておりまして、6月14日に、まず、ワーキンググループが開催されるということで、この中で関心事項の整理を行うということが言われております。また、それと前後しまして総務省の評価委員会の担当の委員なんですけれども、各法人への現地視察を予定しているところでございます。今のところ、決まっているのが6月7日に林木育種センターに行くこと、6月21日に肥飼料検査所及び農薬検査所に視察に行くということが決まっているというふうに聞いております。また、7月に入ってから残りの法人について逐次視察させていただきたいということで総務省の方から話があるところでございます。

で、その後でございます。昨年同様なんですけれども、8月末にやはり各省において見直し素案を作成してもらいたいということで言われております。同じ段階で概算要求ということになりますので、この概算要求にあたってはこの素案を反映させたものでやっていただきたいということで言われております。また、昨年同様9月以降、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会または有識者会議、こちらの方でヒアリング等が行われるということになりまして、スケジュール等、若干、昨年は勧告の方向性が12月の下旬頃に出たのですが、今年は11月の中旬ぐらいに出したいということで聞いております。具体的に、その後、省としての見直し内容を策定して、行革本部の議を経て見直し内容の決定というような流れを予定しているところでございます。

これに合わせて現段階で農業分科会を、どのようにやっていくのかということについての案ということが一番右側でございます。本日が、5法人について論点整理をさせていた

だいておりますので、これについて議論をいただきたいと思っております。また、その後、6月の下旬くらい、例年ですと6月の下旬から7月上旬くらいにかけてかと思うんですけども、PTで16年度の評価等の検討が行われますので、これに合わせて各法人の検討を行っていただければというふうに考えているところでございます。

また、7月の末なんですけれども、この辺で、昨年ですと8月のギリギリになって見直し素案を提示させていただいていたのですが、7月の末ぐらいを目途に独法評価委員会、親委員会の方を開かせていただいて、見直し素案に係る意見交換をやっていただければということを考えております。で、8月は昨年と同じようなことを考えております。まず、農業分科会で、16年度の評価の検討がありますので、これと合わせて見直し素案に係る意見聴取、で、8月の末に独法評価委員会、ここで見直し素案に係る意見聴取というような流れでどうかということ考えております。また、先ほど申し上げたとおり9月以降、勧告の方向性が出るまでヒアリング等が行われますので、極力見直しの検討状況であるとかの内容、こういったことについて情報提供をしていきたいと思っております。また、必要に応じて意見交換等を行っていただければということで、そういった場を設けていきたいということ考えているところでございます。昨年もそうだったんですけれども、12月に省としての見直しの内容を決定する前に、見直し内容に係る意見聴取ということをやりたいということ考えております。

また、中期目標、中期計画についてですが、事務的には早い段階で始めようとは思っているのですが、今年見直しを行う法人については行革本部決定が12月ということになっておりますので、具体的な文言としての中期目標なり計画なりの意見聴取なりというのは年明け以降になるのかなというふうに思っております。18年の1月以降にそういったものを開催させていただければということで考えております。

以上が当面のスケジュールということでございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、各法人ごとに所管課から御説明いただきまして、全ての法人分が終了した後に、意見交換を行うと、こういう順序で進めたいと思います。なお、時間が限られていることもありまして、御説明は極力簡単に、1法人あたり5分以内でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、農林水産消費技術センターについてお願いします。

表示・規格課長 消費・安全局表示・規格課長の水田でございます。それでは、見直しの論点整理につきましてポイントを絞って御説明させていただきます。

資料の10の2でございます。まず、1ページのところでございます。業務の性格等でございますが、消費技術センターではこの中ほどの1番のところに書いてございますように、JAS法に基づく食品表示の監視の関係といたしまして、偽装表示など表示違反の疑いのある事業者に対しまして、JAS法に基づく強制的な立入検査、あるいはそういった立入検査の権限があるということを背景に相手方の協力を得て行う任意調査、いわゆる任意調査でございますが、これは実質的に立入検査と同じ内容の調査を行っております。あるいは、DNA分析等の科学的手法を活用いたしました食品表示の真正性の確認といったことを行っております。

それから1ページの一番下のところからでございますように、JAS法に基づきいわゆるJASマークを付けることができる工場を認定し、そしてその工場をチェックいたします登録認定機関というものがございますが、この登録認定機関に対しまして監査といった業務を行っているところでございます。こういった業務を行うことによりまして消費者が飲食物品を購入する際、大きな手がかりとなります食品表示及びJASマークに対する信頼の確保といったことに努めているということでございます。

次に、農林水産省が行います食品の安全性の関係でございます。2ページの下のごとでございます。食品のリスク分析、リスク管理のための有害物質の調査等の業務を行っているところでございまして、農林水産省が行います食品・農産物の安全のためのリスク管理、こういったものに不可欠な業務であります。あるいは食品の安全性等に係る緊急の事態が発生した場合に、食品安全基本法に基づきまして農林水産大臣が要請する緊急の調査、分析、こういった業務を行っております。こういった業務を行うことによりまして食品に対する安全性の担保というものを行っているところでございます。

こうした業務でございますけれども、10ページのところをご覧いただければと思いますが、こういった業務はもともと国の業務で実施をしていたところでございますが、以前は、国の機関として消費技術センターが行ってきた業務でございます。センターが持っております食品に関する高い技術的知見をもって実施するものであり、また、国の行う行政上の措置といたしましての表示違反に対する指示、命令とか、こういったものの前提となるものでございまして、引き続きセンターが実施することが必要と考えているところでございます。

続きまして17ページをご覧いただければと思います。こうした業務を公務員が行う必要性ということでございますが、こういった業務につきましては食品表示の特に偽装事件

の発生等、中段のところがございますが、その際の立入検査、こういったものにおきましては常に証拠隠滅の恐れというようなものもあるわけがございます。それから、農林水産大臣が要請をして行います緊急時への対応ということでございますが、こういったものにつきましては国民の健康・安全に直接的に影響するということでございまして、迅速に、かつ、中断することなく実施されることが必要であるというふうに考えているところでございます。

それから18ページ、上の方でございますが、(2)のところでございますが、食品事業者に対する立入検査、任意調査、それから登録認定機関に対する監査等を実施する際には、特許技術ですとかあるいは取引関係情報、こういった企業秘密に接する機会が多くございます。在職中、退職後を問わず、高いレベルでの守秘義務が課せられる必要があると、かように考えているところでございます。それから(3)のところでございますように、こういったセンターが行います立入検査の結果に基づきまして国が指示・命令等の行政措置を行うわけでございます。こういった強制力を伴う職務の実施の前提となることとございしますので、公正中立性の確保が必要不可欠であるというふうに考えております。特定の事業者にも有利であるとの疑念をいささかも抱かれることのないよう、私企業からの隔離が徹底される必要があるというふうに考えているところでございます。

(4)にありますように、こうしたことが満たされる、満たされなければ立入検査、任意調査、こういった監査を受ける受検者側の企業などの理解と納得が得られないという点に留意する必要があると考えているところでございまして、その下の3のところでございますように、消費技術センターが行う業務につきましては、争議行為等による中断のない迅速な実施、私企業からの隔離といった強い公正中立性、そしてこうした強い公正中立性が国家公務員法の服務に関する規定全般を満たすことによって得られるということ。そして公務員法にはそういった代償措置もきちっと講じられているということでございまして、公務員の身分を持った者が実施することが必要であるというふうに考えているところでございます。

引き続きまして、22ページでございます。地域センターの関係でございます。消費技術センター、その前身は輸出食料品検査所ですが、生糸検査所との合併時に2つの出先機関を廃止しております。その後も3つの地方出先機関を廃止するなど分析業務の集約化、拠点化を図りまして、より効率的な体制を構築するため、見直しを実施してきたところでございます。

センターの業務につきましては先ほどもご説明いたしましたとおり、食品企業への立入検査、登録認定機関への監査などの現場での対応が不可欠なものでございます。現在、資料の24から25ページにありますように、7つのブロック機関を設けておりますが、こういったブロック機関を設けることによりまして、業務の効率性、迅速性を確保しているというところでございます。この24から25ページに整理させていただきましたとおり、各地域センターにおきましてはそれぞれの業務量ですとかあるいは人口、対象となる事業者数、そういったものに応じました適切な人員配置を行っているところでございます。消費技術センターにつきましては、引き続き本部とこういった7つの地域センターで業務を分担していくことが必要というふうに考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、種苗管理センターについて願います。

種苗課長 生産局種苗課長の寺沢でございます。資料10の3に基づきまして御説明いたします。種苗管理センターの事業の概要でございますけれども、まず、大きな柱といたしまして品種登録に係ります栽培試験を行っております。これは国際条約あるいは種苗法に基づきまして、植物の新品種について知的財産として権利の設定をする。この出願の審査の一部として栽培試験というのを行っているところでございます。

2ページのところにこの制度ができて以来の出願の件数の推移のグラフが載っておりますけれども、これでご覧いただきます出願件数というのは右肩上がりです。どんどん増加している中で、この約半数が栽培試験を行っております。1ページの表にありますように16年度は約640件という栽培試験の実施点数としております。それからこの業務の附帯業務といたしまして先ほど話に出ました品種保護Gメンも今年度から実施をすることとしております。

それから5ページでございますが、種苗の検査、指定種苗制度というのが同じく種苗法にございまして、指定種苗は稲、麦、大豆、野菜等の表示あるいは生産の基準の遵守を担保するための検査を行っております。また、本年6月から農薬の使用につきまして新たに表示の義務化というのが付け加わることになっており、一層の強化が図られる予定でございます。ちなみにこれに関連いたしまして、昨年、7ページ、8ページにございますような種苗の表示あるいは種苗の生産の基準等に問題があった事件が発生をいたしております。

それから9ページでございます。ばれいしょ、茶樹及びサトウキビの増殖に必要な種苗の生産及び配布の業務でございますけれども、特にこのばれいしょ、サトウキビ等につきましては栄養体増殖のため極めて増殖率が低く、更にウイルス病あるいは伝染性の病害虫に侵されやすいという、ほかの作物にはない特殊性がございます。この種苗管理センターにおきましては、ばれいしょ、サトウキビにつきましては全国で生産をされておりますもののほぼ全量の原原種の生産を行っているところでございます。

10ページの下の方にばれいしょの種苗生産というのを絵にしてございますけれども、ばれいしょの新品種ができてから市場に出るまでに約9年、10年という月日がかかるわけでございますけれども、そのうちの1年目から6年目までこういう段階的に原原種を生産するまでのステップのところを種苗管理センターが担当いたしております。こういった原原種の生産に係わる部分の業務というのは、これは先進国も含めまして国ないし国の関係の公的な機関が係わっているということもでございます。これに関連いたしまして、ばれいしょの生産でカルビーポテトが種苗管理センターの生産に乗らないような形で一部行っているわけですが、植物防疫法の違反あるいはジャガイモシストセンチュウの発生というような問題が起きて、非常に、今、問題になっているところでございます。

それから17ページでございますが、「事務・事業の廃止又は他機関への移管について」ということでございますけれども、まず品種登録に係わります栽培試験でございますが、先ほども御説明いたしましたように、知的財産権、知的財産の強化という政府の方針に基づきましてその権利強化ということを図っていくと同時に、出願件数も大幅に増加をしているという中で、その一翼を担って栽培試験を実施しているというような状況にございます。また、品種保護Gメンを設置し、侵害対策にも業務の強化をしているということで、国の事務の一部を担っているため廃止・移管等は困難であるというふうに考えております。

それから種苗の検査につきましても公正中立な立場で、かつ、先ほども紹介いたしましたような表示等の問題等が発生している中で、更に農薬の使用回数の表示というような業務も追加をされるということで、その監視の強化ということを図っていく必要があるため、その専門機関である種苗管理センターが引き続き行っていく必要があると考えております。

それから22ページでございますけれども、ばれいしょ、茶樹及びサトウキビの生産・配布でございますけれども、これも先ほど御紹介いたしましたように、特にばれいしょ、

につきましては非常にウイルスあるいは病害虫に弱いという問題、あるいはサトウキビについては離島振興上の重要な役割を担っているような側面がございます。こうした中で民間に委ねた場合には、先ほどカルビーの例にも見られるように、あのようなことが万が一にも起きた場合には、産地の壊滅的な被害といったことを招く恐れもあり、ジャガイモシストセンチュウが発生をいたしますと、そこではもうほぼ半永久的にばれいしょの生産ができなくなるということもございます。こういったことも考えますと、また、あるいは国際的なばれいしょの生産といったようなことも考え合わせましても、特定独立行政法人が引き続き実施することが必要であると考えております。

それから25ページ、公務員以外の者が担うことについてということでございますけれども、品種登録に係る栽培試験については、これは国が育成者権という知的財産権の権利付与をすること、排他的な独占権を与えるという業務の一部を担っているということからいたしましても、他の特許、商標等の国の体制等々の横並びを見ましても、引き続き国家公務員が担っていくということが必要であるというふうに考えております。また、新品種というのは非常に企業の営業秘密、企業秘密に係わる問題でもございますので、極めて高度な守秘義務が求められるというものでございます。またGメン等についてもこれは公正中立な立場が必要であるということとは言うまでもないところでございます。

それから種苗の検査、27ページでございますけれども、これも行政処分を前提といたしまして公正中立な立場で行うということで、これも国家公務員が行う必要があるというふうに考えております。

それから29ページでございますけれども、業務運営の効率化等の観点からは農場等の効率化、重点化といったことは進めておりまして、栽培試験につきましては実施場所を9カ所から6カ所に集約をします。そして特に新しく設けました岡山県にございます西日本農場、ここに重点配置を行っていくということを考えております。種苗検査につきましても、現在4カ所で実施をしておりますけれども、そのうち久留米分室につきましては廃止の方向で検討いたしております。西日本農場の方に集約化をしていきたいというふうに思っております。

それから、ばれいしょでございますけれども、先ほど御紹介しましたように我が国のばれいしょの原原種の全量を生産していると。特に北海道についてはその全量を生産をしているというようなことで、なおかつ、広大なほ場が必要であるということ、あるいは隔離されたほ場が必要であるというようなことから、役割分担等は進めておりますけれども、

廃止その他機関への移管というのは困難であるというふうに思っております。なお、茶につきましては新品種への改植・普及といったことが進んでまいりましたので、一定の役割というのはあげてきたのではないかとということで、今後、関係者の意見を聞きながら都道府県、民間等への委託といった移管のあり方について検討をしていきたいというふうに考えております。

組織の統廃合ということについては、他の法人との統合というようなことでございますけれども、基本的に唯一の種苗を扱う機関ということで、他法人との統合に伴う効率化のメリットというのではないと考えております。事業所等の統廃合につきましては、先ほど申し上げましたとおり、集約化等を図るとともに久留米の廃止を検討、そして茶につきましても、茶の生産業務についてあり方を検討していくということを考えております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、家畜改良センターについてお願いします。

畜産振興課長 それでは資料の10の4をよろしくお願いします。家畜改良センターです。生産局畜産振興課の塩田でございます。

まず、開いていただきまして1ページ、事務・事業の概要でございます。家畜改良センターの事務・事業というのは家畜という単語のとおり家畜の改良でございます。これは家畜というのは畜産物特有の例えば牛肉、牛乳のようなそうした畜産物をつくるもとになるということで、この家畜というのはそれぞれ個体ごとに特性を持っているというものでございます。そういう意味で、まず家畜改良センターがそうした畜産物を作るにあたっての1つの流れの中で、家畜の改良増殖、また飼養管理の改善等を行っております。こうしたものの中から非常にいいものを選ぶとか、今後ともそれを安定的に出すというような行為の中でその一部機能を有しているということです。

1ページの(1)の上の方から5行目ぐらいに「また」とありますが、こうしたものをそれぞれ全国に実際家畜はいるわけですが、こうしたものの遺伝的能力の評価をする。難しいことですが、それぞれ家畜の特性を調べる、またそれをまとめていくということです。1ページの(2)にございますように、最近の話として牛肉のトレーサビリティということで牛の耳に耳標を付けて、それを個体識別の台帳ということで作業を進めております。また、それ以外に家畜関係では古くからそれぞれ家畜という中では、特に雄の家畜ということで種畜検査というのを年間で6千頭弱ですが、全国にありますので、

その検査をやっております。

もう一つは、1ページの下段の方ですが、家畜とともに飼料作物の種苗関係ということで、特に畜産の関係では、家畜の餌となります飼料作物、これの種子関係に関して作業業務をやっております。具体的には飼料作物の種を作る、あるいは2ページを見ていただければと思いますが、その飼料作物の種子の検査あるいは発芽等のチェックですね、またO E C Dあるいはカルタヘナというようなところでの飼料用の飼料作物ですね、これらについての検査等についてもタッチしているということでございます。

3ページと4ページはそれのトピックス的ですが、トレーサビリティを今進めているという中で牛に耳標を付けて、実際には店頭牛肉にそうした番号がふられております。これは下の方に14年度から順次始めまして、昨年の16年の12月1日に実際の消費サイドまでそれが表示されるようになるということで、矢印の上の方が12月ですので、これは直近までのデータでございますが、やはりそうしたニーズに応じて電話あるいは携帯電話からも出てきています。ちなみに真ん中のところにありますように、1日に7万頭から8万頭の検索が実際されております。件数にしたら10分の1ですけれども、1日に約1万件弱ですけれども話がきていますと、こうした動きです。

4ページは今申し上げた業務の中の一部として、全国にいる牛たちの能力をデータコンピュータで回すということのような業務をやっておりますので、そうした記事があったということで見ただけであれば、一頭一頭名前がついてそれに順位がついている。こうしたことについて、センターがまとめているということです。こうした業務について5ページ以降、家畜改良センターは業務をいろいろやっております。その中でそうした業務を廃止または移管についてということでございます。今申し上げた業務、特に畜産特有の家畜を作ると、あるいは家畜についての能力を調べるとこうしたものに非常にリスクあるいは経費がかかる、あるいは新しい技術を先駆的に取り入れながら次の改良を進める。非常に時間のかかる業務でございます。また、今能力のデータ等が表示とかあるいはトレーサビリティについては5ページの一番下の方にありますが、こうした全国統一の基準で出していくということになると、やっぱりその信頼性の確保等を図っていかなければならない。こうした状況でございます。

また、6ページの方をちょっと見ていただければと思うのですが、後ほどまた少しお話しをさせていただきますが、6ページの(2)の個体識別などですが、やはり今いうトレーサビリティで耳標の番号をチェックすればどこで生まれて、どこでお肉になってという

ものが出てきますが、そうした検証だけでなくやはり生きている段階で牛が誰のもので、それがいつ生まれたものかという個体のいわば信頼性ということでデータに非常に信頼性と公平性というものを担保する。それをもって物流の中で乗っていく、あるいは金融機関との話の中でもそれが生きてくるということで、非常に大事なものであるということでございます。

6 ページ後段から7 ページについては、先ほど申し上げましたようにいろいろ検査等を行うことについての信頼の確保、公平性の確保ということで載せております。こうしたものでは8 ページにまとめということではありますが、家畜改良センターの行っているそうした業務についての政策性の高さ等、あるいはなかなか業務の難しさ、コストの問題等々も含めて団体等では難しい部門を今一部担っていること、こういうことでございます。

9 ページ以降、こうした業務についての担い手として公務員以外の者が行うことについてということでございます。ポイントとしてあえて点線枠に入れておりますので、ご覧いただければと思うのですけれども。やはり今申し上げました家畜についてのデータの整理等々、能力評価といいますが、こうしたものの公表に至るまでの秘匿性あるいは信頼性、またはトレーサビリティのデータの管理、あるいはそれに対する迅速な対応、また、今、B S E 等々が出た場合、どこでどの牛が出たんだろうということで、それをずっと元に戻ってチェックする、そういうものを非常に時間をかけてやってはいけないということで、非常に短時間の間にある病気とかB S E の発生ということに対して対応していくのにこのトレーサを使うということもあります。そうしたことに対しても、また従前からの検査等についても種苗管理の関係でもやはり中立性、守秘義務というものが求められていると、以上のような状況でございますので、公務員としての身分が必要ということでございます。

また、12 ページの方を続きまして見ていただければと思います。こうした業務、いろいろ広範にしておりますが、そうした業務の中でのアウトソーシングというのですか外部化を進めていくということでございます。何世家畜を飼って飼料を作ったということで現場の業務も多々ございます。また、その業務の中でできるだけ外部化ということでございますが、ご覧のように現場の中でコントラクターというんですか、業務の一部を現場の近くにある作業部隊の方々に委託していくというか、あるいは今後、更にいえば今いう業務を担当している者が、3番でありますけれども、いろいろな新たに出てくる業務等についてもいろいろ幅広に、担当は輻輳していく。そういう中で4番にありますように牧場が本所を入れて全国に12カ所ございますけれども、現有の人員を有効に活用しながらできる

ものから外部化を進めていく、こういうふうになっております。

13ページは、こうした業務をいろいろ行っております家畜改良センターの組織の統廃合でございます。これに関しましてはやはり今申し上げましたいろんな業務の特異性、畜産物の中での家畜飼料をやっていくということでございますので、今後、そうした問題からも統合しても事務の肥大化等、要は効率化のメリット等も出てこないということで、やはり独自に現在の法人形態を維持した形での実施が適当でないかと思っております。

14ページ、これは今申し上げました業務について括弧の中にございますあるいは14ページの1というところにありますが、従前、古くから国の関係ということで種畜牧場という時代がございました。全国で一番多い時で33ございまして、現在は1本所と11の牧場です。こうした牧場についてポイントのところにありますように、やはり家畜特有で特に生き物等でございます、群でもあります。そういうことでやはりひとたび病気が出たら代わりがないということもあり、リスク分散、役割分担、飼料作物についてもやはり気候が北から南まで暖地型、温地型と寒地型いろいろございます。そうしたものについて担っているというような状況の中でこうした業務の推進にあたっては引き続き各牧場が担当していきたいと、こんなふうになっております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、肥飼料検査所についてお願いします。

農産安全管理課長 資料の10の5でございます。肥飼料検査所について御説明をいたします。最初1ページから事務・事業の概要がございますけれども、最近の情勢を含めながらご説明をさせていただきたいと思っております。御承知のとおり、肥料といいますのは化学工場などの副産物を原料としたものというのが主流だったわけでございますが、最近、リサイクルの進展といったような中で産業廃棄物ですとか、例えば食品産業からでてくる生ゴミとか工場汚泥といったものが使われる肥料が増えてきており、一方でそういう中でカドミウムですとか砒素といったような有害な物質が含まれている肥料が流通するといったような事例が多くなってきているわけでございます。後の方の15ページ目に新聞記事が付いておりますので、後でご覧いただければというわけでございますが、今年の3月に輸入した有機肥料の中にカドミウムが含有されていたということで、当然ながら肥飼料検査所が全国一斉に立入検査をいたしまして、対応したわけでございますけれども、一旦遅れますと汚染した農地で作られた農産物を通じて、人の健康に影響があるというだけでなく

て、農地の場合は一旦汚染されてしまいますと、将来にわたって回復を図っていくのが大変難しいという、大規模な客土工事などをしなければいけないというような状況がございますので、このような問題に対応した迅速な対応が重要だということでございます。

続きまして飼料でございます。飼料につきましても飼料添加物が添加をされるということで、安全性に問題のある添加物が使用された飼料を給餌した場合には、人の健康に重大な影響を与えるということになるわけございまして、適切にリスク管理をしていかなければいけないという状況でございます。また、飼料の原料としても先程から出ておりますけれども、これも15ページ目に記事を載せておりますが、未承認の遺伝子組み換えトウモロコシ「スターリンク」というものが輸入されていたと。更には今年になって、つい最近でございますが、B t 1 0 というこれもアメリカからでございますが、そのような未承認のものが入ってくるということで、新たなリスクが益々増えてくるというような状況にあるというのが肥飼料検査所をめぐる状況でございます。

そういうような中で9ページ目でございます。このような肥飼料検査所の事務・事業を他機関に移管ということでございますけれども、私どもとしては食品の安全性を確保するためのリスク管理措置を講ずるといのは、国の責務ということでございますし、肥料については肥料取締法、飼料については飼料安全法、遺伝子組み換え飼料についてはカルタヘナ法に基づきまして規制措置を講じてきているわけでございます。こういう中で肥飼料検査所等については国と一体的になりまして肥料登録時の検査、飼料添加物の検定、関係事業者に対する立入検査といったものを幅広く実施をしてきていただいているわけでございますけれども、今後とも高度な専門知識と検査技術体制を持っている肥飼料検査所にこれらの業務を実施していただくということが不可欠であるというふうに考えておりますので、他機関への移管というのなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

それから、18ページ目でございます。18ページ目につきましては、公務員以外の者が担うということでございます。今申し上げましたように肥飼料検査所の行っている業務につきましては、その結果が行政処分の前提となるものでございますので、当然ながら中立公平というものが強く求められるということになりますし、検査にあたりまして製造工程、帳簿類といったことの企業秘密が含まれているものを提出させて、検査をしていくということでございますので、そのような意味で秘密をきちんと守れるということが担保されることが必要かというふうに思っております。例えば最近、組み換えトウモロコシの話

を先ほど申し上げましたけれども、このようなものについても水際での検査の際に明らかになった違反について、大量の商品の陸揚げを許さないといった、そういう意味では事業者にとっては大きな経済負担を強いるものでございますし、国際的な問題にも発展しかねないというようなことでございますので、やはり科学的な根拠に基づいて、中立公正に秘密を守って厳格に実施するということが求められているという中で、公務員の身分を持ったものが対応することが必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

続きまして23ページでございます。23ページは組織の統廃合についてということでございます。基本的には今までのものと同じでございますが、扱うものが違う。例えば検査機関ということで農薬検査所ということで考えてみますと、24ページにございますけれども、農薬はどちらかというとな新規の化合物を含んだ純粋な化学物質ということになりますし、肥料は化学物質でございますけれども、そういうものを混ぜたものということでございまして、扱うものも違いますし、求められる精度といったものも違ってくるということになります。当然ながら、職員の専門も違っておりますし、施設等も全く違うものということでございますので、なかなか統合してもメリットが生じないというばかりでなくて、立入検査など緊急時において原因物質を見逃すといったミスを犯す恐れもございますので、統合するという事は、なかなか難しいというふうに考えているところでございます。

それから25ページ目でございます。事務所の統廃合についてでございます。事務所の統廃合につきましては、27ページ目に日本地図が載っておりますけれども、地方事務所の管内の検査対象事業所数について地図に落としてあるものでございます。現在も地方事務所の近県にほとんどの事業所が集まっているということでございまして、そういう中で迅速な対応が可能となっているわけでございますし、28ページに人員配置がそれぞれ書いてございますけれども、事業所の中での一人あたりの事業所の平準化というようなことを図りながら進めているところでございまして、仮に統廃合してしまいますと、場所によっては効率的な業務の実施あるいは問題のある肥飼料が判明した場合に、迅速な対応がなかなかできにくいといったデメリットも生じかねないのではないかと考えておりますので、事務所の統廃合につきましてもなかなか難しい問題があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農薬検査所についてお願いし

ます。

農産安全管理課長 続きまして、農薬検査所でございます。業務につきましては1ページ目から整理しているわけでございます。御承知のとおり日本のような高温多湿の気象条件の下では、食料を安定的に供給するという上で農薬はやはり欠かせない資材ということでございます。しかしながら、一方で病害虫などを防除するために、しかも屋外で散布するということが多いという性質上、やはり安全性や品質を確保する、適切に使用するといったことを確保しなければ水質などの環境あるいはそれを施用した農産物に残留してしまうということで、直接に人の健康に被害を及ぼすということになることになるわけでございます。先ほども申し上げましたけれども、食品の安全性を確保するための措置というのを講ずるのは国の責務ということでございますが、このため農薬につきましても農薬取締法に基づきまして、安全性の確保、品質の適正化、適正な使用の推進といったものを図っているわけでございます。そのような中で農薬検査所につきましては、農林水産大臣の指示の下で専門的な知見から農薬の登録にあたっての登録検査、製造者、販売者、使用者などへの立入検査といったことを実施しているところでございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。6ページでは農薬検査に附随する業務について御紹介をしているわけでございます。これも基本的には国際調和という観点からの業務というのが基本でございます。農薬に関しての試験データの信頼性を保証して、各国が相互に受け入れるということになる、その前提となる制度としてOECDのGLP制度というのがございますが、その制度の中で農薬検査所は我が国唯一の査察機関となっておりますので、国際的な枠組みの中で対応するための業務をしているということと、先ほどもございましたけれども、我が国の代表としてOECD、コーデックス等の国際会議に参加し、実際の作業の分担といったものもしながら、農薬検査における国際調和といったものを受けた取り組みを進めているということでございます。

ちょっと順番が前後して大変申し訳ございませんが、4ページ目でございます。他の機関への移管ということについてでございます。農業につきましてもちょっとページをうってなくて申し訳ございませんが、後から2ページ目に平成14年の無登録農薬の使用という問題がありました。大変、国民の皆様、省庁の皆様、所々の皆様に御迷惑をおかけしたわけでございますけれども、このような事態が食品の安全性の確保で、重要な問題となるということが当然のことではございますけれども、やはりこの農薬を使用して生産した農作物の出荷の停止とか、更にはいわゆる風評被害といわれるようなことで農業生産や地域

の経済にも大きな傷跡を残すという結果になったわけでございます。当時の農薬検査所につきましては、現場での取締の第一線で事態の收拾に大きな役割を果たしていただいたわけでございますが、そういうことの結果も踏まえまして、農薬取締法については大幅な強化を図ったということでございます。今後とも農薬検査所が、やはり国と一体となって、改正法に基づいた規制措置というのを的確、着実に実施していくことが重要であるというふうに考えている次第です。

それから、最近の状況でございますけれども、更にカルタヘナ法に基づく遺伝子組み換えにつきましても、最近アメリカでイソギンチャクの毒素遺伝子を組み込んだ昆虫ウイルス農薬というものが開発されて、安全性の検討が行われるというようなお話しもございまして、このような組換え生物農薬といったものも今後増加してくるということが見込まれているわけでございます。

続きまして、9ページでございます。公務員以外の者が担うことについてということでございます。今、申し上げましたように、農薬検査所の行っている登録検査、立入検査などの業務につきましては行政処分の前提となるものでございますので、申請者や事業者などから様々な資料を提出させて、その内容を精査しなければいけないということでございます。例えば、登録検査でございます。13ページから2枚めくっていただいたところに一覧があるわけですが、このような農業の薬害、毒性といったものに関するデータ、これは当然企業にとって重要な知的財産ということになるわけですが、その秘密を厳に守っていくということが欠かせないということでございますし、また、立入検査におきましても結果如何では行政処分を受けるだけでなく、先ほど申し上げたように事業者だけでなく、その農産物を生産している農業者といった方にも大きな経済的負担を強いるということもございますので、やはり中立公正といった点が確保される公務員が実施すべき業務ではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

それから最後でございますが、他機関との統合でございます。この辺の話につきましては先ほどの肥飼料検査所と重なるわけでございますが、やはりそれぞれ対象物、それから職員の専門資質ともなかなか共通点がないということございまして、一緒になるメリットというのがなかなか見いだしがたいという状況でございますし、専門外のことをやった時に重大なミスを犯すという恐れもあるということで、なかなか統合についても難しいものがあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。お疲れでしょうけれども、ただ今から意見交換に入りたいと思います。ただ今、各法人の中期目標期間終了時における見直しの論点整理について、御報告を受けたわけでございますが、これに関しまして、御意見のある方はお願いしたいと思います。どうぞ。

それでは、手島委員からどうぞ。

手島委員 手島でございます。ただ今、御説明いただいた中で、あるいは先ほどこれまでの業務実績の御報告もありまして、各機関がそれぞれ非常に強い使命感というか緊張感を持って仕事をされているというところは、私ども全部がわかっているわけではありませんが、そういうことが伺えまして、非常にしっかりした仕事をされているなというふうに思っております。

今回、今、御説明があった各機関のそれぞれ論点は3つあるのではないかと思うのですが、1つは、現在やっているこれらの業務を引き続きこの機関でやるべきかどうかということですね。それから、それらの仕事をやるために公務員の資格を残すべきであるということですね。それから、後は統廃合とか合併とかそういうような、おおざっぱにいうところかなところなのかなと思うのですが、その中でこの各機関が現在、御説明がありました非常に重要な仕事を、今、この機関がやるべきであるということについては、私は概ねそうなんだろうなというふうに思います。

非常に細かい点になるとなかなか理解し難いところもありますけれども、それから時間の経過とともに変わっているものの中にはあるかもしれません。例えばさっきのお茶の話なんかもありましたけれども、あれは既にこれまでやってこられた仕事の成果が出て、そろそろもう他へ渡してもいいよというようなもの、いずれまたそういうものもあるかもしれないし、未来永劫にこういう機関できちんとやらなければいかんというものもあるということは分かりますし、その点についてはおっしゃるとおりだなというふうに思います。

問題は、国家公務員といいますか公務員であるべきかどうかということですね。このことについてはですね、私は多少異論があります。で、これは今回この独立行政法人というものができた大きな経過というものを考えてみますと、これはもう皆さんとくと御承知のことなんですけど、もう一度振り返ってみれば、これまで国の政策を立案・決定して、それからいろいろ制度を作って、そしてそれを実行していくというようなことはそれぞれ全部、それを含めて農林水産省とか、かつての運輸省とかですね、そういう省庁がその方針を立てるところから実行に至るまで全部国としておやりになっていたと。

ただ、それが大きな意味での、この行政改革とかそういうようなことを見直す時期になってきて検討してみると、それらをすべて国としてやるのは少し重いのではないかと。もう少し違う方法はとれないかということが検討されて、そしておそらく、これはもう私の推測ですが、そういう政策・立案・決定と制度設計とか、それから制度自体の仕組みを作っていくというようなところは国の機関がおやりになって、それに従ってその実務をやる仕事ですね、実務の実施については、それは独立行政法人という組織を作ってそこにやってもらうようにしようというのが、今回の改革の趣旨だと思うんですね。しかもそれに加えて、そのやった結果についてのモニタリングという仕事を、今までもあったと思うんですが、あまりはっきりしていなかったと思うんですけれども、我々みたいな第三者も加えたモニタリングというものはっきりとした形でやって、で、それを行うという、そういう4段構えの仕事を国とそれから独立行政法人と、それからそれをモニタリングする機関の介入みたいなものだと思うんですが、当然役所が指導をしているわけですが、そういうところで分担してやっていこうというのが、今度の大きな改革だと思うんですね。

従って、そこで独立行政法人という今までなかった新しい法人といいますか、そういうものがこの世の中にごそっと生まれたわけですね。これは農林水産省の関係でもたくさんありますし、文部省もあれば何もあ、これ日本中にもものすごく大きな新しい概念の集団が、集団というと失礼なんですけれども、法人が生まれてきたわけですね。ちょうど一方ではNPO法人というような今までなかったものが生まれてきたと同じように、そういう新しい集団が生まれたのだと思うんです。そこがしかも非常に重要な役割を担って活動していくというようになっているわけですね。それが今回のこの独立行政法人の前提なんだと思うんです。前提という考え方でね。従って、現在は独立行政法人が公務員であるかどうかということは、既に1回ある部分からそういうことの実施が移っているわけですが、私はやっぱり大きな流れからいけば、独立行政法人は公務員でないものにするというのが、日本の国全体の大きな流れだと思います。やっぱりそのことが今求められていることに応える1つの大事なポイントだと思うんですね。

しかし、その独立行政法人がそうでありながら仕事ができないとか権限がなくてできないということでは、これはまったく話にならないわけですね。従って、例えば立入検査とかというような非常にハードな仕事も、当然この独立行政法人が担われることというのはあるわけですから、全部ではありませんけど。そういうご担当の方が担われるということとは当然あるわけなので、やはりその方々には、私はむしろそういう権限をきちんと裏付

けを作るということの方が大事なんだろうと思うのです。公務員にしておくというのは、公務員であるかどうかということが問題なのではなくて、そういう権限をきちんと裏付けられて持っているかどうかということが大事なんだと思うんですね。で、そのことによって、その独立行政法人という新しい大きなこの集団組織が、この日本の社会の中で非常に大きな存在価値といいますかね、を持って、それでみんなからも認められて、なるほどこれは相当の大事な機関であって、これが今後こういうことをやっていくんだと、つまり実施についてはね。そういうことをやっぱり国民に早く印象づけていくということが大事なんだと思うんですね。

そこでちょっとこれは言葉があまり良くないので、失礼にあたることを言いますから申し訳ないのですが、この前回の時もそうだったんですけれども、これまでのやり方は、まあ、なるだけ公務員になっちゃった方がいいなと。公務員でないと仕事もしにくいだらうからという親心だと思うんですけれども、なるだけ公務員でいられるようにいろいろと説明をするわけなんです、その説明からいうと、つまり公務員でなければ秘密保持が多少緩みがあるとかですね、裏を返せばですよ、公務員でなければ何か厳正中立が守れないんじゃないかとかですね、それから公務員でなければ何とかというように、何かちょっとどうも少し論点がすり替えられているような気がするんですね。で、問題はそういうことではないと思うんです。

それから、また、もう1つ。今度は違う立場から申し上げますと、公務員はもちろんそういうことをきちっとお守りになる人たちだと思うんですけれども、公務員でなければ厳正中立ができないか。公務員でなければ守秘義務が本当に守れないか。公務員でなければ信頼できないか。私はそんなことはないと思うんですよ。これは確かに企業で悪いヤツもいろいろありますから、それは信用できないヤツもいっぱい世の中にはおるわけですが、しかし、そこはその組織なり人なりがやるべきミッションといいますか使命というものをきちっと明確にして、そしてその意欲を持ってその仕事に取り組めるという形をきちっとつくる。あるいは仮に民間の者であれば契約というようなものできちっとそういうようなものを守るようにするとかですね、今回はストライキの話は出なくなったので、私は大変いいと思うんですけれども、そういうようなことで今心配されているようなことを、かなり守ることは十分できると思うんです。で、絶対大丈夫かという、絶対ということはないと思いますが、その場合は、公務員でも絶対ということはないだろうと思いますのでね、必ずしもそこはそうだと思うんですけれどもね。

ちょっと話が長くなって失礼なんです、そういう点から言いますと、ちょっとこれは仮定の話なんです、一生懸命そうやって総務省と交渉して、いや、また今回も押しきられちゃったということに仮になった時にはですね、そうすると、あなた方気の毒だねと、厳正中立じゃない、公務員じゃないんだということになりまして、この公務員でなくなったという人たちの、何と言いますか、そのミッションの持ち方とか何かに対して非常に何かマイナスなことを言っていることになっちゃうんじゃないのかなと。そういうことになりますよね。言葉を裏返してみれば。ですから、そういうことは私は非常にまずいんじゃないかなと思うんですね。

松本分科会長 マイナスになってる。

手島委員 ええ、マイナス。それでむしろそのことは公務員じゃなくなると、何だか一歩格が下がってですね、それで何だか少し気の毒になるというようなことに、なんとなくそういう感じを持たせてしまう心配がある。そうなるかどうかは別ですよ、私はそうなんじゃないかと。

松本分科会長 そうじゃないと、そんな心配する必要ない。

手島委員 今回、この日本の国が初めて新たに作った独立行政法人という制度・組織は、それは公務員に劣らず非常に高い大事な仕事をする集団であって、しかもその人たちは公務員の方と同じように、やっぱり公共のためにいい仕事をするんだという高い使命感を持って、そして緊張感を持って仕事をなさる集団だということを確立することの方が大事なのではないかと。

松本分科会長 はい、わかりました。

手島委員 独立行政法人で公務員でなくなったら大変だな、おまえと。というようなやり方は非常にまずい。ですから、これはむしろですね。そして仮にそれを何とか支えても、これはこれからもう毎年見直しのたびにそのことは次々と来るわけですね。で、毎年ビクビクしていなければいかんで、同じようなつまらん議論をまたやらなくちゃいかん。ですから、これからは、やっぱりむしろ、もっとこの世の中の流れのことをきちっと捉えて、で、いかにしたらむしろ本当にいい仕事ができるような……………。

松本分科会長 独立行政法人であるという……………。

手島委員 ええ。いい仕事ができるんだろという制度設計をおやりになった方がいいと思うんです。で、その意味では、例えば1年後には公務員じゃなくなるけれども、その代わりにきちんと仕事ができるようにですね。こういう権限というものはこういうふうに、

例えば立法措置をとりましようとかですね、何とかというところまでやって、そして独立行政法人としてのステータスを高めて、そしてそこで働く方々が高い使命感と勤労意欲を持って仕事ができるようにするのが、やっぱり親心なんじゃないかと、そう思うんですけどもね。

ですから、いろいろと本当の今までの仲間の方が分かれるわけですから、いろいろご心配されることは十分分かるんですけども、むしろこれからの時代に向かっては思い切っただけですね、そういう新しい方向を捉えて、そしてそれをうまく生かしていくという方法をとられた方が、私は将来のためにいいんじゃないかと。毎年こんなつまらん議論はもう止めてですね、そしてストライキがどうか何とかというようなああいうくだらん話は止めて、それでもっとまともな仕事を正面からできるように進められた方がいいんじゃないのかなと。大変失礼なことをいまして、申し訳ありませんが、私はそう思います。

松本分科会長 いやいや、ありがとうございました。

それでは、徳江委員、どうぞ。

徳江委員 基本的には手島委員とまったく同じでございまして、やはり独立行政法人は例のこの英国のサッチャー政権の時の改革でagencyという問題ですね。この辺のやっぱり組織をあちらは確立しましたけれども、日本はちょっと中途半端な形で進んでいますけれども、基本的にはやはり今、手島委員がおっしゃられたように、やはりこの制度、せっかくですからね、これ育てなければいけないかなと。で、毎年こういう議論はあまりやりたくないんですから、1つとして、やっぱり前回の反省に立ちまして、やっぱり我々評価委員会の評価の対象というのが業績評価ですね、で、これに基づいてやはりかなり精微なシステムが出来上がってますけれども、この組織とかそれから事業所等、事務事業の統廃合については、その辺の判断をすべく材料があまりないし、そういうシステムが出来上がっていないところでやれということですから、皆さん方、大変苦労されたと思いますので。

そういった反省に立ちまして、たとえばの話、そういう事業所あるいは事務事業の統廃合については、1つのやっぱり何ていうんでしょうかね、システムのものをつくり上げないと、あつた方がいいんじゃないかと。例えば、今、いろいろなお話がありましたけれども、例えば公権力の行使をするには、やっぱり公権力の行使をするんだからトップが必要だとか、あるいは排他的独占権があるとか、それから専門性がやっぱり高いとか、それから強制力を伴うことによって公平中立性を確固しなければならぬとか、キーワードがかなりたくさんあるんですね。

松本分科会長 ええ、ありますね。

徳江委員 で、あともう少し付け加えますと、国際競争力をやはり身に付けるために、その事業者を支援するためにこういうことをやるんだとかですね。それから国際的には分業をしなければならないとか、それからあるいは国と一体となってやることだからこれはトップがやらなければいけないとかですね、それからリスク管理ですね、リスク管理は、これはやっぱり国あるいは国に準ずる機関がやるべきだとか、それからあと、事業所等の統廃合になりますと、これは地理的とか天候とかこういう要因があるから、これはそれぞれ分散してやらなければいけないとか、ずらっとこう聞きますと、かなりキーワードがあるものですからね、そのキーワードに基づいて、これはじゃあ、独法がどうしてもやらなければいけない、民でもできるよという、そういうやはり区分けをしておいた方が我々は分かりやすいんですね。

これ、文章を書かれても、大体もう既存のシステムを肯定しているような形でいきますから。でも、それは評価委員としては、そんなすべて今の業務を引き継いでやって欲しいという、そういうわけにはいかないと思いますので、その判断をするには、やはりそういったシステムを作らないとちょっと難しいなと思いますね。ですから、前回、評価委員会の時にもその判断すべき材料をつくっていただきたいということで、今回はこういう論点整理をしていただいてまして、私は一歩前進だと思います。大変いいことだと思います。

それからスケジュールも明確化されました。だからそれに則って今度はそれではもう少し中身を充実しようじゃないかと。民と官とが分担すべきかどうかの判断ができるキーワードが20ぐらいあるんですね。さっとこれを読みますとね。それで整理していただくとうごく分かりやすい、国民にも分かりやすいのではないかと。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

武田委員、どうぞ。

武田委員 恐れ入ります。各法人全般にわたる御議論をご両人のお話で、私も賛成でございますけれども、1つ各論でお願いしたいんですが、種苗管理センターの方なんですけれども、私は実は種苗管理センターのPTの一員なんです。先ほど松本委員長が評価基準の見直しの段階で少し質問されましたGメンという言葉ですけれども、これは確か去年の暮れあたりに新聞に載ったかなと思って、記憶があるんですけれども。私も内容はよく分かるものですから、見過ごしていたんですよ。で、今に至っていますけれども、品種保護

GメンのGメンというのは、さて、何かなと思って考えてみますと、これは実はアメリカのFBIの、先ほどおっしゃいました麻薬捜査員とかね、それから連邦捜査員とかね、そういう特定のスタッフのことなんです。しかもそれが現在、それが普遍されて一般的な言葉になって、捜査員とか検査員とかそういう言葉として使われるのかなと思ったら、そうはなっていないようなんですよ。

松本分科会長 なっていない。

武田委員 だから特定のこれはスタッフ名前なんです、ですから、日本の農水省とか独立行政法人という重要な立場の人が、これを大きくこういう文章に書いたりとか、報道したりするというのは適切なのかな、どうかなという気がしましてね、ですから、正式にはここに書いてありますように、品種保護対策官ですか、官という字が入っていますけれども、あるいは検査員とかね、そういう言葉の方があまり刺激しないではないかと。

松本分科会長 妥当ではないかと。

武田委員 マスコミは喜ぶかもしれませんが、という感じがしますので、皆さんのご意見をちょっとお伺いしたいと思います。

松本分科会長 ありがとうございます。

日和佐委員、どうぞ。

日和佐委員 先ほどのテーマにちょっと戻りたいと思うのですが、確かに個人個人を見ればですね、公務員だから別にきちんとやっているとは限らない。公務員でも大変問題を起こしているところはたくさんあります。で、個人的にもそれはたくさんある、そんな少なくはないということが言えますので、公務員だから大丈夫、秘密はきちんと守れるということにはつながらない。ですから、そういう理論はあまり通用しないであろうというふうに私も思います。けれども仕事、業務の内容を見てもみますと、いわゆる国のレギュレーションという範疇において、許認可に係わっているような業務をかなりやっているんですね。

松本分科会長 ありますね。

日和佐委員 そういう部分については、どう消費者からの信頼性を得られるか。というところがポイントになってくると思うんですね。そうなった時に、それは公務員って個人のものではなくて組織としての公務員、公務員というのは変ですね、ですから組織体としての公務というもののほうが、今の段階ではまだ信頼性が高いであろうというふうに思いま

す。

確かにさまざまな検査機関等が民間でできていまして、例えば、有機農業等ですね。検査機関ができていてそこが検査をして、そうするとオーケー、その検査機関を一方ではまた認める、そういうことをやっているわけです。検査をしているわけですがけれども、でも、検査をしていても、ある意味では問題を起こしているわけですね。そんなことにつながると許認可であるもっと厳しいレギュレーションのところでは、国民といいますか消費者の信頼というのはかなり揺らいでしまうのではないかと。

松本分科会長 ええ、そういう面はありますね。

日和佐委員 すべての独立行政法人を見ますと、そのような業務に係わっているところもあれば、そうではない部分があるわけですね。ですから、それもひっくるめてすべて非公務員化してもいいのかというふうになると、私はいささか躊躇する。というふうに思います。で、もう1つ。積極的に検討しなければいけないのではないかとというふうに思いますのは、それぞれの独立行政法人の事業の中で、個別の事業の中で民間に委託してもいいような事業というものをかなりかかえているのではないかと。そういうところは積極的に民間に委託をしていくという方針を積極的にこれ出さないと、すべて今のままでよろしいですよ、それでオーケーだというのでは、ちょっと通らないという感じがいたしました。

松本分科会長 なるほど、もっと特化した方がよろしいと。

日和佐委員 はい。

松本分科会長 ありがとうございます。

はい、佐々木委員どうぞ。

佐々木委員 簡単に一言だけ。前職が検査関係に絡んでいましたので、この場は検査の方が多いいということで、一言だけ。

先ほど技術が、種類が違うから一緒になれないというようなことが言われていたんですけども、実は私の方でも残留農薬ですとかGMO・アレルギーといったことで、厚労省、それから今の経産省ですね、それと農水省、それから環境省とかいろんな研究機関とジョイントしたり研究会で御一緒にさせたりしていただいているのですが、なぜ、一緒のことをバラバラにやるのだらうという疑問を持ったことと、それから技術のレベルというよりもフィールドの違いが非常に大きいと思ひまして、一緒にやったらもっといっぱいいい仕事ができるんじゃないかというふうに感じる場面も多々ありましたので、ですから一緒になれない理由として技術が、種類が違うとか、一方でレベルが違うということもあるかも

しれないんですけれども、もう一步踏み込んで一緒になったらどんなことができるかというような視点で、ぜひ入れていただきたいなというふうなことを感じましたので、よろしくをお願いします。

松本分科会長 そういう積極的なね、なるほど。非常に貴重な意見をありがとうございました。

では、手島委員。手短に。さっきはちょっと長かったですよ。

手島委員 あっ、失礼いたしました。今の佐々木さんのことに関して、私も同感です。それで片方は農薬で、片方は肥飼料だから分野が違うのでというのは、これは全部が別に担当がすぐ交代するわけじゃないと思うんですけれども、仮に交代するような事態が起きても、それはもう訓練すれば勉強もするわけですから、それでそういうことがなくて事故が起きたら大変だというのは、もう何か30年くらい前のアメリカの職能別労働組合が言っているような話ですね、何かおかしい話だなと。やっぱり個人で学習されたり訓練されたりということはもう当然であって、それで十分できることです。

それから、今の一緒にやった方がいいというお考えは私も大賛成でして、私はこれは専門ではありませんのでわかりませんが、たぶん、肥飼料と農薬というのは人間にたとえば、食べ物と医学というような関係にあるのではないのでしょうかね、あるいは薬といえますかね。かつては、日本でも医学と栄養学というのはまったく合い入れなかったようなんですけれども、このところ、今日いらっしゃる大学の先生や、あるいはかつての食総研とかああいうところの方の大変な努力で、医学と栄養学の中間のところへ非常に今いろんな研究が進んで、またそれが大事な仕事になってきているようなことがあるというふうに聞いております。この分野もきっとそういうところが考えられるのではないかなと、それが今、佐々木さんが言われたような事柄ですね。

松本分科会長 なるほど。そうそう、そういうこともありますね。

手島委員 そうすると、この機関は仮にそういうことができれば、それはもう世界に類のないものすごくレベルの高い機関になってですね。

松本分科会長 省間をもっとこうね。わたるような・・・。

手島委員 そうですね。そうすればもう潰すとか潰さないとかいう話ではなくてですね、もっと是非やってくれと。

松本分科会長 そう、非常にレベルの高い話が・・・。はい、ありがとうございました。

手島委員 ですから、やっぱりそういうのを少し前向きに検討されるということの方が

・・・。

松本分科会長　そういうふうにしましょう。どうぞ、他にございませんか。

（発言する者なし）

松本分科会長　大変貴重な意見を賜りまして、本当にありがとうございました。従いまして、今後、中期目標期間終了時における見直しの論点整理につきまして、再度、各プロジェクト・チームごとに作業を進めていただき、先ほどのような議論を踏まえて、もう少し進化していただきたい。こういうふうに思います。

本日は延々もう4時間を超えまして、もう思考回路もおかしくなってきたんじゃないかと。だけど最後に至りまして大変重要な意見を賜りまして、議長として本当にありがとうございました。本日本日の議事も全て終了いたしましたけれども、その他に何か、特に全体の会議を通じまして、ございますでしょうか。

（発言する者なし）

松本分科会長　それでは、最後に事務局から連絡事項がございますので、よろしく願いします。

女性・就農課長　今後の予定でございますが、昨年と同様になります。昨年度の業務実績の評価につきましては、これから各PTで御議論いただくこととなります。併せまして見直し法人に係るPTにおかれましては、見直し内容につきましても更に御検討を進めていただくことになろうかと思っております。皆様におかれましては、ご多用中に大変お手数をおかけいたしますけれども、事務局といたしましても鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。なお、この農業分科会の次回でございますが、8月上旬頃を目途にお願いしたいと考えております。改めて委員の皆様方の御都合を伺って調整してまいりたいと思っております。また、本日の資料でございますが、卓上にそのまま置いておいていただきましたら、後ほど郵送するよう手配させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長　以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第16回農業分科会を閉会といたします。委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたりまして誠に熱心な御審議を頂戴いたしましてありがとうございました。

それでは、これをもって、閉会とします。ありがとうございました。

午後5時05分　閉会